

第 8 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 30 年 8 月 31 日 開 会

平成 30 年 9 月 6 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 8 2 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（8月31日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会及び開議の宣告	4
○議会運営委員会委員長の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	6
○報告第 6 号の上程、説明、質疑	1 1
○報告第 7 号の上程、説明、質疑	1 2
○議案第 7 4 号から議案第 9 1 号の上程、委員会付託	1 3
○議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4
○議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6
○議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7
○議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9
○議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
○請願第 1 号の上程、委員会付託	2 3
○散会の宣告	2 3

第 2 号（9月3日）

○議事日程	2 5
-------	-----

○本日の会議に付した事件	2 5
○出席議員	2 5
○欠席議員	2 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 6
○職務のため出席した者の職氏名	2 6
○開議の宣告	2 7
○一般質問	2 7
中 館 文 雄 君	2 7
西 野 耕太郎 君	4 0
夏 堀 嘉一郎 君	4 6
○散会の宣告	5 3

第 3 号（9月6日）

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 6
○出席議員	5 6
○欠席議員	5 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 7
○職務のため出席した者の職氏名	5 7
○開議の宣告	5 8
○議案第 7 4 号から議案第 9 1 号の委員長報告、討論、採決	5 8
○議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第 9 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第 1 0 3 号及び 1 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第 1 0 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2

○請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	8 4
○常任委員会報告	8 5
○委員会の閉会中の継続調査の件	8 5
○議員派遣の件	8 6
○日程の追加	8 6
○町長追加提出議案提案理由の説明	8 7
○議案第 1 0 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○議案第 1 0 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
○閉会の宣告	9 3
○署名議員	9 7

平成 3 0 年 8 月 3 1 日（金曜日）

第 8 2 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第82回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年8月31日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第6号 青森県新産業都市建設事業団の決算報告について
- 第 6 報告第7号 平成29年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 7 議案第74号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第75号 平成29年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第76号 平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第77号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第78号 平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第79号 平成29年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第80号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第81号 平成29年度南部町病院事業会計決算認定について
- 第 15 議案第82号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第83号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第84号 平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第85号 平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第86号 平成29年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第87号 平成29年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第88号 平成29年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 22 議案第89号 平成29年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第90号 平成29年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第91号 平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第92号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 26 議案第93号 南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第94号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第95号 南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第96号 南部町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 請願第1号 黒星病害被災果樹園に係る、防除作業に対する費用等の補助支援の請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	金 野 貢 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	川 村 正 則 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	松 橋 悟 君	代表監査委員	山 口 裕 貢 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより、第82回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市 勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、8月23日議会運営委員会を開催し、第82回定例会の運営について、協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告2件、平成29年度決算審査18件、平成30年度補正予算9件、条例など5件、であります。

平成29年度決算につきましては、決算特別委員会を設置し、審査を付託することにしました。

そのほかの案件として、請願1件、常任委員会報告などがあります。

一般質問は3名から通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、8月31日から9月6日までの7日間としました。

なお、会期中、9月1日、2日は休日のため、9月4日、5日は、決算特別委員会のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番山田賢司君、8番八木田憲司君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月31日から9月6日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月6日までの7日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました7日間の会期中、9月1日、2日は休日のため、9月4日、5日は、決算審査のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの4日間は休会とすることに決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので朗読は省略します。

なお、監査委員により平成29年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告 2 件、議案は決算認定18件、条例 5 件、補正予算 9 件、他に請願 1 件、常任委員会報告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第 4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の 第82回 南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

先ずは、8月15日から16日にかけて、北日本に停滞した前線による大雨への対応についてであります。8月15日22時30分時点での門前地区の馬淵川の水位は、水防団待機水位にも満たない状況ではありましたが、馬淵川の上流部の総雨量と過去の災害時のデータを照らし合わせ、南部地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、23時には災害警戒本部を設置して警戒にあたったところでありました。

また、翌16日の3時には、門前地区の水位が避難判断水位を超え、さらに上昇する見込みであったことから、南部地区に避難勧告、名川地区・福地地区には避難準備・高齢者等避難を発令いたしました。

さらに、午前4時には、虎渡地区などに避難勧告を発令し、午前6時には災害対策本部会議を開き、災害対応に万全を期すよう指示したところであります。

今回の大雨に対しては、西日本豪雨等の教訓に学び、避難勧告などを躊躇せずに夜間や早朝に

発令したものであります。

幸いにして人的被害や住宅被害はありませんでしたが、引き続き馬淵川の治水対策には万全を期すとともに、災害に強い、安全・安心な南部町を確立してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、現在の農作物の生育状況であります。水稻につきましては青森県の作況指数は、101の平年並みとなっており、今後の天候に期待するところであります。

また、先ほど申し上げました大雨により馬淵川沿いの水田の一部が冠水しましたが、冠水時間が短かったため、収量にほとんど影響は無いとのことで安堵したところであります。

果樹につきましては、7月下旬の高温の影響で玉伸びが鈍っているものの、概ね平年並みから平年を上回る順調な生育状況とのことでございます。

しかし、町内の一部の園地で黒星病が発生し、これまでの薬剤では防除効果が薄い病原体も確認されているとのことです。県や農協など関係機関と連携し、周知・対策などを徹底してまいりたいと考えているところであります。

さて、先般の新聞報道にもありましたが、平成30年2月1日現在の、南部町の人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は、県内40の市町村中、高い方から18番目の「36,45パーセント」であり、今後も上昇が続く見通しであります。

先月下旬になりますが、地域の医療と介護を考えるセミナーを開催したところ、町民の皆様や医療・福祉の関係者など約400人にご出席をいただき、超高齢社会の現状や課題、さらには住み慣れた町で高齢者が安心して暮らすためには支え合いの地域づくりが必要であるということについて、ご理解を深めていただいたところであります。

また、青森県が平成29年度から取り組んでいる青森県型地域共生社会のモデル事業におきましては、三戸駅前地区と剣吉地区がモデル地区に選定され、超高齢社会の到来や人口減少社会にあっても、共助の地域づくりにより町内会等の体制を維持していけるように、現在、様々なアイデアを実践、検証しているところでもあります。

さらに、南部町商工会では、県の委託を受け、買い物が困難な高齢者を支援するため、達者村買い物サービス事業を開始したところであり、これまでの宅配サービス事業と併せ、より一層、利用者の利便性の向上に寄与していただくことを期待するものであります。

いずれにいたしましても、町民の皆様や地域の各種団体、さらには企業などが、ともに手を携え、地域の資源を有効活用しながら支え合いの社会を構築し、高齢者から若者までの誰もが積極的に社会参加することで、こうした課題を乗り越え、みんながつながり達者に暮らす笑顔あふれ

るまち南部町を実現できるものと考えておりますので、議員各位ならびに町民各位のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

ここで、非常にうれしいお知らせがございます。

先週、25日に開催された、青森県消防操法大会の小型ポンプの部において、剣吉地区の名川第8分団が優勝の快挙を成し遂げ、南部町消防団として42年ぶりとなる全国大会への切符を手に入れました。

今回の優勝は、団員各位の日頃の訓練と研鑽の賜であり、心からお祝い申し上げますとともに、10月19日に富山県で開催される全国大会での活躍を期待するものであります。

また、スウェーデンで開催されました、ストックホルム青少年水大賞国際大会で、名久井農業高等学校が見事、準グランプリを獲得しました。

当賞は、水のノーベル賞と呼ばれており、心からお祝いを申し上げます次第でございます。

町の部2連覇、さらには7年ぶりの総合優勝に期待のかかる、第26回青森県民駅伝競走大会が、あさって、9月2日に開催されます。追われる立場としての重圧をはねのけ、総合優勝を果たすべく選手団のご活躍をお祈り申し上げますものであります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告2件、平成29年度決算の認定18件、条例の制定及び一部改正5件、平成30年度一般会計ほか、各特別会計の補正予算案が9件の、合わせて34件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第6号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります。事業団の平成29年度決算状況について、決算書及び付属書類を添えて、議会に報告するものであります。

次に、報告第7号、平成29年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成29年度の南部町の財政の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率と、平成29年度南部町の各公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

平成29年度南部町財政の健全化判断比率につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がなく、実質公債費比率も早期健全化基準の25パーセントを大きく下回っていることから、監査委員からは、是正改善を要する事項について特に指摘すべき事項はないとの審査意見をいただいております。引き続き財政の健全化に努めてまいり所存であります。

次に、議案第74号から議案第91号までであります。平成29年度の各会計決算18件につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

各会計の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第74号、平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ102億9,120万2千円で、これに対し収入済額は103億7,400万5,112円、支出済額は、99億8,593万6,601円となりました。

この結果、歳入歳出差引額は、3億8,806万8,511円で、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の3億8,806万8,511円であり、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に2億8千万円、減債基金に800万円の、合わせて2億8,800万円を積み立てしております。

監査委員からは、財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められたとの総括意見をいただいておりますが、今後とも町税や使用料等の徴収対策を強化し、収入未済額の解消に努め歳入の確保を図るとともに、行財政運営にあたっては、合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、行政サービスにおいても各方面にわたりなお一層の充実を図って行く所存でございますので、ご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。

なお、平成29年度の主要施策の成果につきましては、別冊で行政報告書としてお手元に配付しておりますので、決算審議のご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第92号、南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業の事業者を指定する権限が、県から市町村に移譲されたことから、指定する際に必要な基準等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第93号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部改正に伴い、本条例の規定を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。厚生労働省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第95号、南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。厚生労働省令の一部改正に伴

い、指定地域密着型サービスの諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第96号、南部町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業の申請者の資格要件を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第97号、平成30年度南部町一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,990万5千円を追加し、予算の総額を、それぞれ103億276万円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入では、財産収入に町有財産売却収入の増として、8,827万3千円を計上し、歳出では道路除雪費として8,224万6千円を計上したほか、国道から統合庁舎へのアクセス道路として利用される町道虎渡・広場線を改良するための用地測量等委託料として2千万円、5月17日から19日にかけての豪雨により被災した町道の復旧事業費である公共土木施設災害復旧費として1千590万円、また、8月15日から16日にかけての活発な前線活動による大雨により避難勧告を発令した際の対応経費として、79万5千円を計上したものであります。

次に、議案第98号、平成30年度南部町学校給食センター特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ459万2千円を減額し、予算の総額を、それぞれ1億5,850万8千円とするものであります。

次に、議案第99号、平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,631万1千円を追加し、予算の総額を、それぞれ23億1,781万1千円とするものであります。

次に、議案第100号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,021万1千円を追加し、予算の総額を、それぞれ27億7,745万8千円とするものであります。

次に、議案第101号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ89万8千円を追加し、予算の総額を、それぞれ3,079万8千円とするものであります。

次に、議案第102号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ620万6千円を減額し、予算の総額を、それぞれ2億1,149万4千円とするものであります。

次に、議案第103号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ294万8千円を減額し、予算の総額を、それぞれ2億8,035万2千円とするものであります。

次に、議案第104号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ64万6千円を追加し、予算の総額を、それぞれ2億5,914万6千円とするものであります。

次に、議案第105号、平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算であります。市場管理費の予算を組み替えしたものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、工事請負契約の締結について及び人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加させていただき、予定でありますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第5、報告第6号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） おはようございます。

それでは、説明用資料の1ページをお願いします。

報告第6号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告となります。平成29年度決算状況について、地方自治法の規定により報告するものでございます。

始めに特定事業会計の収益的収入及び支出についてご説明します。

金矢工業用地の当年度の主な純利益は土地貸付収入となっております。

次の桔梗野工業用地の主な純利益は、八戸市からの経営健全化支援金となっております。

続きまして、百石住宅用地の主な純利益は、おいらせ町からの財務改善補給金となっております。

最後に八戸北インター工業用地の主な純利益は土地売却利益となっております。

次に資本的収入及び支出につきましては、百石住宅用地の支出8,000万円は、前年度の借入金に対する償還金となっております。

なお、南部町は特定事業会計に関しての負担はございません。

次に特定事業以外の事業につきまして、一般管理会計につきましては、事業団の管理運営に係る事業となっております。歳入は、構成団体の負担金と前年度繰越金が主な収入となっております。

なお、南部町は負担金としまして年間18万8,000円を支出しております。

歳出につきましては、事業団運営に係る事務費などでございます。差引額2,837万6,740円は、翌年度への繰り越しとしております。

一般事業会計につきましては、構成団体から委託されまして、売却目標を達成した後の管理会計となっております。差引額14万4,622円が翌年度への繰り越しとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第6号を終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第6、報告第7号、平成29年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、先ほどお配りした説明用資料をお願いいたします。

報告第7号、平成29年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、財政の健全性を判断するため、平成29年度決算における指標を数値化し、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率は、一般会計他2会計の実質収支額については赤字がありませんので、比率はハイフンで記載しております。連結実質赤字比率は、財産区特別会計を除いた全ての会計を合わせまして、赤字になっていませんのでハイフンで記載をしております。

実質公債費比率につきましては、前年度は9.7%でしたので、1.1%の改善が図られております。将来負担比率につきましては、将来負担額に対して、充当可能財源が大きいことからハイフンとなるものでございます。

最後に4の資金不足比率につきましては、病院事業会計を含め4会計とも資金不足はありませんので、ハイフンで記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号を終わります。

◎議案第74号から議案第91号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） お諮りいたします。

日程第7、議案第74号から、日程第24、議案第91号までの平成29年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第74号から議案第91号までの議案18件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま、議題としました議案第74号から議案第91号までの議案18件については、委員会条例第6条の規定による議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第74号から議案第91号までの平成29年度南部町各会計決算認定についての議案18件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますのでご了承願います。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第25、議案第92号、南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の3ページをお開きください。

議案第92号、南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてをご説明いたします。

はじめに、趣旨でございますが、介護保険法の一部改正によりまして、従来、都道府県が有し

ていた指定居宅介護支援事業の事業者の指定権限が、平成30年4月1日に市町村に移譲されたと
ころでございます。

このため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等については、厚生労働省
令で定める基準に従い、又は参酌して市町村の条例で定めることとされたものでございます。

本条例では、ケアプランを作成し、介護サービス事業者や関係機関との連絡・調整などを行う
指定居宅介護支援等の事業が、その目的を達成するために必要な最低限度の基準やサービス提供
に当たっての基本的指針となるべき基準、指定居宅介護支援事業の事業者の指定や更新に係る申
請者の要件などを定めるものです。

次に、内容でございますが、1点目の（1）条例に定める基準ですが、下の表、項目①②③に
ついては国の基準に従って定めるもの、従うべき基準とし、項目④については国の基準を参酌す
るもの、参酌すべき基準とされています。

今回の条例制定案では、参酌すべき基準については、一部、国の基準と異なる独自基準を設け
ております。その他については、町の実情に国の基準と異なる基準を定めるほどの特段の事情や
地域性が認められないことから、国が示している基準をもって町の基準としています。

4ページをお願いします。

2点目の（2）独自基準についてでございますが、以下の2点について、町独自の基準として
定めております。

1つ目の①指定居宅介護支援事業所の指定要件についてでございますが、要件の中に暴力団排
除の項目を設けております。

2つ目の②記録の整備についてですが、文書の保存年限につきまして、国の基準では2年です
が、これを3年延期して5年としています。

3点目の（3）条例の要旨、本条例の主な内容でございますが、①の趣旨をはじめ、②の基本
方針や③の申請者の要件など、4ページから5ページにわたり、資料のとおりとなっております。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第92号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第26、議案第93号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君） 説明資料の6ページをご覧ください。

議案第93号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

平成29年度の税制改正よりまして、地方税法において規定している、控除対象配偶者の定義が平成31年1月1日から改められまして、同一生計配偶者の区分が設けられることに伴い、当該字句を改めるとともに引用条項番号を改めるため、条例を改正するものでございます。

この一部改正によりまして、条例で規定しているところの趣旨や減免対象、減免額等が変わるものではありません。

条例の施行日は、地方税法の改正に合わせまして、平成31年1月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第27、議案第94号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) それでは、説明資料の7ページをお開きください。

議案第94号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

はじめに、趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、本条例は、保育所より少人数の単位で、ゼロ歳から2歳までの子どもを対象とした保育事業、カッコ書きで家庭的保育事業等とございますが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この4つの事業のことで、この4つの事業に関する設備及び運営に関する基準を定めています。これらの事業は市町村による認可事業

で、地域型保育事業と言われているものでございます。

本条例は、基準省令に基づいて制定していることから、基準省令の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。具体的には、家庭的保育事業等を行う者に係る規定に関し、次のとおり改正するものです。

一点目の（１）ですが、家庭的保育事業等を行う者は、当該事業対象の子どもの保育の提供が終了する３歳以降の保育のことを考慮し、連携協力を行う保育所・幼稚園・認定こども園を確保することとされています。また、連携施設は必要に応じ、家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合、当該家庭的保育事業者等に代わって行う代替保育を提供することとされています。

今回の改正では、家庭的保育事業者等が、代替保育を提供する連携施設を確保することが著しく困難な場合は、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者や、同等の能力を有すると町が認める者を確保することで代えることができることを、新たに規定するものです。

２点目の（２）ですが、子どもへの食事の提供については、自園調理による給食とすることとされているところですが、当該家庭的保育事業者等の施設以外の施設からの食事の外部搬入につきましても、特例として認められているところです。

８ページをお願いします。今回の改正では、この外部からの搬入施設として、保育所・幼稚園・認定こども園等から調理業務を受託している事業者で、町が適当と認めるものを新たに加えるものです。

３点目の（３）ですが、居宅で保育を提供している家庭的保育事業の事業者については、自園調理による給食のために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置の期間を１０年とするものがございます。

４点目の（４）ですが、文言の訂正や整理など、その他所要の改正をするものでございます。

新旧対照表は、８ページから１２ページにかけての表のとおりです。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第９４号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第28、議案第95号、南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、説明資料の13ページをお開きください。

議案第95号、南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

はじめに、趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、本条例は、介護保険の指定地域密着型サービスの諸基準について、基準省令に基づいて規定していることから、基準省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。具体的な内容は、次のとおりです。

1点目の（1）ですが、国におきまして、訪問介護員、ヘルパーのことですが、この従事要件が改正され、従前からの介護職員初任者研修課程修了者に生活援助従事者研修課程修了者が新たに加わりました。

しかしながら、指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を提供する訪問介護員につきましては、従前どおりの介護職員初任者研修課程修了者に限ることを新たに加えるものです。

下の訪問介護員の従事要件についての表をご覧ください。改正後の※印の部分を、新たに加えるものです。

14ページをお願いします。

2点目の（2）ですが、介護保険制度の改正によりまして、平成30年4月1日から介護サービスと障害福祉サービスを一体化して提供する共生型サービスが創設されたところです。

介護保険制度及び障害福祉制度におきまして、それぞれ様々なサービスが設けられていますが、両制度に共生型サービスを創設することとし、障害福祉サービス事業所の指定を受けていれば、介護サービス事業所の指定を受けやすくなるという特例が設けられることとなりました。これは、逆のケースの介護サービス事業所が障害福祉サービス事業所の指定を取る場合でも同様でございます。

共生型サービスに位置付けられるサービスは、訪問介護、通所介護、これには地域密着型通所介護が含まれます。短期入所生活介護であり、基準省令の改正に伴い、町が事業者の指導・監督をする地域密着型サービスについて、共生型地域密着型サービスに関する基準の規定を新たに追加するものでございます。

下の共生型サービスについての表をご覧ください。共生型サービスの創設前は、障害福祉サービス事業所と介護サービス事業所はそれぞれの制度における基準を満たす必要がございました。創設後は、※印の部分ですが、障害福祉サービス事業所であれば介護サービス事業所の指定を受けやすくなる特例を設けるものです。これは、逆のケースの介護サービス事業所であれば障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくなることも同様でございます。

15ページをお願いします。

共生型サービスの対象サービスの表をご覧ください。共生型サービスの対象となるサービスでございますが、介護サービスについては3種類あり、それぞれに対応する障害福祉サービスの種類は表のとおりでございます。

障害福祉サービス事業所が介護サービスを提供することができ、また、逆に介護サービス事業所が障害福祉サービスを提供できるようになったのが、共生型サービスの制度でございます。

今回の改正では、表の介護サービス欄の中段に、括弧書きの太字で示している地域密着型通所介

護につきまして、新たな規定を追加するものでございます。

3点目の（3）ですが、文言や条項の整理など、その他所要の改正をするものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第95号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第29、議案第96号、南部町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の16ページをお願いします。

議案第96号、南部町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

はじめに、趣旨でございますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、まず、この条例は、町が事業者の指導・監督を行う指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定めているほか、要介護１から５までの指定地域密着型サービス事業の申請者の資格、及び要支援１から２までの指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格について規定しているものでございます。

今回の介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、要介護１から５までの指定地域密着型サービス事業のうち指定複合型サービス、これには看護小規模多機能型居宅介護、この１種類しかございませんが、この事業に限り、当該事業の申請者の資格要件につきまして、現行の法人のほかに、病床を有する診療所を開設している者を新たに加えるものでございます。なお、看護小規模多機能型居宅介護の内容は、資料のとおりでございます。

新旧対照表は、下の表のとおりでございます。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第96号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎請願第 1 号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第30、請願第 1 号を議題とします。本日までに受理した請願 1 件は、会議規則第92号第 1 項の規定により、お手元に配布しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
なお、9 月 3 日は午前10時から本会議を再開します。
本日はこれで散会します。

（午前10時55分）

平成30年9月3日（月曜日）

第82回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第82回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年9月3日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 町民の所得向上に向けての課題と取組について
2. 八戸圏域連携中枢都市圏事業の町民への影響と利用状況について

6番 西 野 耕太郎

1. 農業収入保険について

3番 夏堀 嘉一郎

1. 議場内カメラの必要性和可能性について
2. コンパクトシティについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	金 野 貢 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	川 村 正 則 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	松 橋 悟 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第82回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、通告外の質問は行わないようにお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。9番、中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。

質問に入る前に、昨日行われました県民駅伝大会におきまして、当町の選手団が見事な成績をおさめられましたことを町民とともに祝い申し上げ、また関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

それでは、質問に入ります。

私は、今定例会に臨むに当たり、町民所得向上に向けての政策のあり方と、八戸圏域連携中枢都市圏事業の町民への効果ある取り組み等について質問してまいります。

政府の経済政策等でも景気の改善が地方では感じられないという報道はよくあります。さきに報道された2015年度青森県市町村別経済計算の中で、当町は総生産額は県内14番目の427億500万円、町民1人当たりの所得は25番目の217万1,000円と発表されました。調査方法または計算方法

等の詳細はわかりませんが、町民の所得向上に向けての取り組みについて、当町の産業の構成や人口問題等を勘案して振興計画等でも明示されていることは承知しておりますが、特に産業振興で活力と交流に満ちた町を目指すとして、その先には町民の所得向上に結びつくものでなければならないと思います。果実を中心とした農業においては、一部管理技術の発達により冬期間の収入に結びつく作物もありますが、以前から冬期間の収入をいかにして確保するか、農業を中心とする町民に課せられた大きな課題であります。

農産物を市場出荷、産直により販売、または輸出等いろいろな方法で所得向上に努力していることは明らかであります。年間を通じて当町の特色を生かした産業政策を図り、町民の所得向上に結びつけること等の取り組みが必要と考えます。農業、商業、工業等を含み、官民の力を結集する取り組みを組織化し、そこには雇用も生まれ、年間を通じての収入に結びつける政策として考えられるからであります。そうしたことから、次のことを質問いたします。

1点目は、さきに発表された2015年度市町村別の総生産額と1人当たり町民所得について、現状をどのように評価されているのかお尋ねいたします。

2点目は、町民所得の向上に向けての政策の中に、例えば農産物等を生産、加工、販売を一体的に管理する産業振興公社等を立ち上げ、官民の力を結集する取り組み等を検討すべきだと思いますが、そのような協議の場を設ける考えはないのかお尋ねいたします。

次に、八戸圏域連携中枢都市圏事業の町民への影響と利用状況についてお尋ねいたします。

現在、中枢都市圏事業は76事業に取り組むことになっておりますが、さきにまとめた66事業のうち、2017年度で3割が目標達成と発表されました。個々の事業に対する評価は別として、構成する各自治体もまたそれぞれの立場で課題となっている諸問題の解決にと期待するところであり、町長も昨年、中枢都市圏事業の取り組みに対する町としての期待と今後の課題について述べておりましたが、現在進められている事業が町行政への効果や町民への影響がどのように生かされているのか。行政報告書でも一部報告されておりますが、次のことを質問いたします。

1点目は、関連する事業の中で、町民の参画、または利用状況がどのようになっているのかお尋ねいたします。

2点目は、町民への事業の内容や取り組み方法等の情報提供を積極的に実施すべきと思うが、今日までの取り組みと今後どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりましたが、町長並びに関係者の答弁を求め質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館議員にお答え申し上げます。

町民の所得向上に向けての課題と取り組みに関しまして、まず、さきに発表された2015年度市町村別の総生産額と1人当たり町民所得について、どのように評価されているのかについてのご質問であります。6月5日に公表されました2015年度青森県市町村民経済計算の市町村内総生産の実額と1人当たり市町村民所得の実額についてご説明申し上げます。

数値に関しましては、青森県が平成27年度青森県県民経済計算の結果をもとに、各種統計指標などを用いまして、独自に算出している数値でございます。

算出方法ですが、大きくは2つの項目がございまして、生産系列と分配系列に区分がされております。さらに、生産系列が、経済活動別産出額、経済活動別中間投入、その他の3つに区分されており、分配系列は、雇用者報酬、財産所得、企業所得の3つに区分されております。

生産系列のうち経済活動別算出額は、農林水産業などの16項目に細分化されており、主な業種といたしましては、製造業、建設業、卸売・小売業、金融・保険業などの16業種に区分されております。

経済活動別中間投資に関しましても、農林水産業などの16項目に同じく細分化されております。

その他は、輸入品に課される税・関税の1項目となっております。

また、分配系列のうち雇用者報酬は現金給与や役員報酬など、財産所得は町の財産運用収入など、企業所得は町の公営企業会計の収支などを参考とし、細分化されました項目ごとに、国・県の各種統計資料、関係機関への照会資料などを用いまして、按分推計と可能な箇所に関しては一部積み上げ推計をしまして、算出をしております。

これらの全ての数値を用い算出されたものが、市町村内総生産と1人当たり市町村民所得の実額でございます。

ご質問にあります市町村内総生産であります。1年間に町内で生み出された価値の総額を示したもので、市町村経済規模を把握できる指標となっております。

公表された数値は、町内総生産の実額が427億500万円で対前年度増加率が4.7%増と公表されております。内訳といたしましては、第1次産業が80億1,000万円で29.2%の増、第2次産業が95億8,000万円で4.6%の減、第3次産業が252億9,200万円で2.6%増となっております。

県から公表されました市町村別実額と対前年度増加率は新聞などに掲載されておりますが、そのほかに地域ごとの概要では、三八地域では製造業や建設業が前年度比7.2%と県内で最も増加となっており、構成割合は三八地域23.7%とされております。

増加要因としましては、製造業や農業などの増加を受けて全体で増となったもので、特に農業に関しましては、米の販売価格持ち直し、野菜の価格上昇、リンゴの高値などにより増加したものとしております。

次に、1人当たり市町村民所得であります、公表されました数値は、実数が217万1,000円で対前年度増加率が5.9%と公表されております。内訳としましては、雇用者報酬が149万3,000円で4.0%の増、財産所得が9万9,000円で0.6%の増、企業所得が57万9,000円で9.5%の増となっております。この1人当たり市町村民所得であります、企業所得も含めた市町村民所得を、非生産年齢人口も含む総人口で除したもので、経済全体をあらわす指標であり、個人の給与や実収入などとは比較できないものであると考えております。

市町村経済計算は、市町村内総生産と1人当たり市町村民所得、2つの面から捉えた経済指標であり、個人レベルの所得水準とは異なることから、あくまでも指標のひとつであるという観点で考えております。

特に、1人当たり町民所得に関しまして、市部と比較しまして八戸市には及ばないものの、弘前市や十和田市と遜色がないことから、一概に数値が低いから経済状況が悪いといった考えは持っておりません。しかしながら、経済指標の一面として見据えますと、今後も基幹産業である農業を初め、製造業などを含めた商工業の発展に寄与する事業を展開し、住民や地元企業の所得向上を目指していきたいと考えております。

次に、農産物などの生産、加工、販売を一体的に管理する公社などを立ち上げ、官民の力を結集する取り組みなどを検討する協議の場を設ける考えはないかについてお答え申し上げます。

ご質問の農産物などの生産、加工、販売の一体的な管理は、いわゆる6次産業化のことと思いますので、6次産業化を推進するための協議の場の設置としてお答え申し上げます。

6次産業化には3つの取り組みの段階がありまして、第1段階は、付加価値の高い農林水産物の生産として人や農地の生産基盤の確立、第2段階は、新商品の開発や販路開拓など6次産業化の準備、第3段階は、地域内や全国展開も見据えた市場への提供と、段階を踏んだ取り組みをしていかなければならないと思っております。現在のところ、まずは第1段階の生産基盤の確立が重要であり、後継者の育成、担い手の育成及び生産基盤の整備の強化を継続実施し、それと並行して第2段階、第3段階も検討、支援しているところでございます。

町における6次産業化の団体としましては、個人経営から法人化した農業法人や農産物直売施設が該当するものと思われます。

現在、認定農業者で法人化した農業法人は5法人と少数でなかなか進んでいない状況であり、引き続き相談、支援していく必要があると考えております。

また、農産物直売施設は、町が関与している団体が4団体となっており、生鮮販売から加工品など、販売実績も良好で、農家の所得向上に寄与していると認識しております。

ご質問の公社などを立ち上げる協議の場につきましては、6次産業化に関する国の支援の要件になっている重要な組織であります。県、町、JA、農業共済、土地改良区で構成している担い手育成総合支援協議会や農業再生協議会など、既存の組織をベースとして対応可能と考えております。

町といたしましても、6次産業化を事業展開できる農家経営者が少しでも多く起業することは、競争力のある農家が成長、確保されるものでありますので、既存の協議会などで議題として取り上げ、必要に応じて組織の改編を行い、対応してまいりたいと考えております。

次に、八戸圏域連携中枢都市圏事業の町民への影響と利用状況についてお答え申し上げます。

まず、関連する事業の中で、町民の参画、または利用状況についてのご質問であります。八戸圏域連携中枢都市圏事業に関しましては、平成29年度において連携協約に基づき推進する事業は全部で66事業であり、1つの事業を除いて全て連携することとしております。そのうち町が負担金を支出している11事業と主な事業について、昨年度の実績などをご説明いたします。

まず始めに、ドクターカー運行事業ですが、圏域内の救急医療体制の充実を図るため、圏域の中核病院であります八戸市立市民病院に導入したドクターカーは、医師が現地で直接対応できることから、救急救命医療の向上が図られております。昨年度実績は圏域内へ1,230回出動し、町への出動回数は51回で負担金は73万3,000円となっております。

次に、安全・安心情報発信事業ですが、ほっとスルメールが圏域全体に拡大されまして、住民ニーズに合わせた独自の情報の入手が可能となっております。昨年度実績は、全体登録件数が4万8,150件、町登録数は943件が登録されており、負担金は18万1,000円となっております。

求人情報無料ウェブサイト運営事業は、八戸市が運用する求人・求職情報等無料ウェブサイト八戸圏域ジョブ市場で、圏域内の各企業の人材確保及び就業に関する情報を集約、発信しております。昨年度実績は、全体の登録数が188件で、負担金は1万1,000円となっております。

高齢者福祉合同研修会開催事業は、認知症や虐待などの各種困難事例に対応するため、専門医などを招き、合同研修会を実施しております。昨年度の参加者は全体で116名、負担金は5,000円

となっております。

障害者福祉合同研修会などの開催事業は、発達障害や虐待などの各種個別事例に対応するため、専門医などを講師として合同研修会を実施しております。昨年度実績は、研修への参加者は全体で131名、負担金は2万7,000円となっております。

障害支援区分判定審査会事務事業は、障害者総合支援法の規定に基づき、市町村が行う障害支援区分判定事務を八戸市の審査会で実施しているものです。昨年度実績は全体で724件、町の実績は50件、負担金が129万円となっております。

救急医療情報キット配布事業は、災害時要援護者などに対して、かかりつけ医療機関、持病などの情報を保管する救急医療情報キットを配付するものです。昨年度実績は全体で7,000個、町の配付は730個を配付いたしまして、負担金は27万1,000円となっております。

消費者生活相談事業は、消費者講座及び若年者向け出前消費者講座を実施しております。消費者生活相談の昨年度実績が全体で798人、町からは75人、消費者講座は全体で238人、町が2人で負担金は58万2,000円となっております。

高等学校地域活動促進事業は、高校生が圏域内で取り組む地域振興や地域貢献、地域課題の解決などを目的とした事業または活動の企画を行うこととなっており、事業終了後に成果報告会を開催し、生徒間の交流促進を図るものです。昨年度実績は全体で5校、町は名久井農業高等学校が行いました安房宮栽培の省力化と薬効向上に向けた研究を実施、負担金は18万9,000円となっております。

市民活動サポートセンター運営事業は、市民活動の登録の要件を拡大することで、圏域全体における地域づくりの担い手となる団体の存在や活動の把握につながっております。昨年度実績で、登録者が全体で16団体、町が3団体となっておりまして、負担金支出額は8万円となっております。

診療応援に係る医師派遣事業は、圏域の5つの公立病院を対象とし、医師充足数の実態に応じ、八戸市立市民病院から医師を派遣、適切な医療サービスを受けられる環境の整備を図るとともに、圏域全体に高度な医療サービスの提供体制が強化されております。町医療センターへの医師の派遣は毎週金曜日の夕方から宿直、日曜日の日直勤務となっており、昨年度実績は全体で医師派遣数が延べ225人、町医療センターへの派遣数は10月からの半年間で延べ50人、内訳は宿直、日直ともに延べ25人で、負担金は317万5,000円となっております。

以上が昨年度の負担金支出を伴う11事業の実績となっております。

次に、町の負担はありませんが、主な事業について、町民または関係団体などの参画状況につ

いてご説明いたします。

地場産品の販路拡大事業は、圏域内の事業者を対象に、首都圏での大規模展示・商談会に出展し販路拡大を図るものとしており、出展は1件で、職員1名を参加させております。

広域的体験学習支援事業は、圏域内の公共施設を使用した体験学習を行う小学校に対して、バス借り上げ料と施設入館料を負担するものです。利用状況は全体で63校、町は7校で活用しております。

新規就農者向け支援施策の情報発信体制の一元化は、圏域内の発信情報を一元化することで、新規就農希望者の利便性向上を図るものです。昨年度は全体で65経営体、町は7経営体となっております。

グリーン・ツーリズム推進事業は、受け入れ農家の維持、確保や育成を図るとともに、首都圏などへ事業の情報発信を行い、交流人口の増加を図るもので、国内の中学校・高校6校が町を訪れております。

学官連携地域シンクタンクは、八戸工業大学、八戸学院大学、八戸工業高等専門学校の3校と連携し、地域の政策課題について調査研究するためのシンクタンクを設置し、圏域の職員も参加することで、職員の資質と能力向上を図るもので、全体で3名、町からは1名が参加しております。

成年後見制度利用促進事業は、制度の利用促進を図るため、後見人の養成・推進、研修・啓発を行い、圏域全体の福祉向上を図るもので、全体で87名、町からは4名の参加としております。

福祉避難所の設置及び圏域での相互利用は、災害時において民間施設などを当該避難所に指定し、圏域での相互利用を促進するもので、全体で100事業者の168施設、町では13事業者の20施設と締結しております。

次に、縁結び支援事業は、圏域内の結婚支援に関する情報共有を行うほか、結婚イベントを実施し、出会いの機会を提供しております。昨年度は婚活バスツアーとして35名の参加者に対して、町からは2名の参加となっております。

次に、町民への事業の内容や、取り組み方法などの情報提供を積極的に実施すべきと思うが、取り組み方法についてのご質問であります。八戸圏域連携中枢都市圏関連の情報に関しましては、町のホームページや広報紙を活用して情報を発信しております。町ホームページの町政情報から政策・施策を検索していただきますと、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンとございますので、こちらへアクセスすることにより最新の情報を得ることができるようになっております。

また、事業担当課においては、関係団体などへ周知しまして、事業の積極的な活用を促進して

いるところでございます。

以上、答弁となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今の町長の答弁の中からいろいろな形でことはわかりましたけれども、まず、所得向上にかかわるところで、この収量そのものは個人の所得そのものをあらわしているものではないということはわかりましたけれども、町として自治体として、やっぱり町民全体が所得向上により活性化された町をつくり上げていくというのが、我々議会もまたそうでしょうし、行政もそうだと思います。そういうところで1つお聞きしますけれども、南部町の今の現状を考えたときに、さらにこの産業に力を注いでいく、また支援していくという産業がどこなのかですね。何でもかんでもありますけれども、全てとはなかなか行かないと思います。もう少しこの分野に力を注ぐことによって、全体の地域力のアップがあるというような産業が南部町にあるのかどうか。

それから、県や地域で今一生懸命やっている観光産業、これについて町としてどういう形で取り組んでいくのか。成り行きに任せていくのか、それとも南部町の何かをピックアップして、これを観光産業に結びつけさせていく私は必要があると思いますけれども、その辺について、その全体の中でここの産業がもう少し全体の産業力がアップすれば全体のアップにつながるという産業がどこか思っているのか。それと、もう一つはこの観光産業、これをどういう形で今後生かしていこうとしているのかですね、これを私は考えるべきだと思いますけれども、その辺についての考え方。

それから、もう一つですね。南部町内で創業しようとする者、また起業しようとする者に対する支援というのを、やっぱり独自の支援というのをひとつ考えていく必要があるだろうと思います。前に、町長が昨年ですか、中枢都市圏に対する起業の中で、雇用の場は八戸に求めてもいいだろうと。これはもちろん私たちもそう思っています。大企業を誘致するなんていうのはなかなか難しいことですけれども、それとあわせて、南部町を起点とする何かを誘致していく、町民にですね、企業誘致、創業に結びつけようとする方々への独自の支援というのを私は考えていく必要があるんじゃないかと思いますけれども、その辺について、南部町全体の力をアップするための、それが私は所得向上、全体の総生産なんかに結びつく。さっき、製造業その他は大分アップしたという報告がありましたけれども、それだけではやっぱり農家の人は自分たちの所得が少な

い、なかなか難しいというのがありますが、それをどういう形でレベルアップしていくかというのが、まさしくそこであると思います。ですから、私、さっき質問の中で言いましたけれども、冬期間、秋まではいいんだけど、冬の間の収入減というのは、やっぱりこれを何とか解決するための方策、政策というのを町独自として考えていく必要があるのではないかと思いますので、その辺をあわせて、その産業への力の注ぎ方、また町独自の何か支援体制をつくって起業する者、創業する者への支援を考えていく、そういうことも必要ではないかと思いますので、その点についてお聞きします。

それから、中枢都市圏のほうはいろいろな事業があることは一覧表を見ればわかりますけれども、その中で、前に町長の新聞社のインタビューに向けて、やっぱりさっきも言いましたけれども、雇用はやっぱり八戸市、企業があるものですから。それでも、通勤・通学が可能だということでそれを期待していますけれども、そのほかに、南部町としてやっぱり果樹を中心にした町ですから、これをいかにこの中枢都市圏事業の中でも生かした、そうした事業を何とか結びつけていきたいというような発言がありました。それは私もそう思っていますので、そういうところと、それからさっき言った観光に対して、もう少し中枢都市圏の事業の中でも考えていく必要があるのではないかなと思いますので、そうしたことをもう一度お聞きします。

それから、さっき町民へのいろいろな周知の仕方、ホームページその他でやっていると言いましたけれども、例えば、何月でしたか、八戸市交通協議会の中で、バーデハウスを利用した者に対する割引制度というのをやると、新聞にぼんと出たんですよ。ただ、これは八戸市民には大体的に宣伝したのかもしれませんが、そういうことが町内で実施されているということを知っている方は私はそんなにいないだろうと思っていましたので、そうした報道の仕方、広報の仕方、こういう事業を使えばこういうことができますよという、やっぱりもう少し何かの形で特集を組んでも広報活動をする必要があるのではないかと思いますけれども、その辺についてまずお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、順に答弁申し上げたいと思いますが、まず、所得向上、今の現状という中で、先ほど1回目の答弁でも1次産業、2次産業、3次産業の生産額を答弁いたしましたけれども、額でいくと第1次産業が一番多いわけでございます。ただ、我々の地域、やはり産業という中で一つ、額は第1次産業より少ないんですけども、関係している方々が非常に多い

のがやっぱり農業でございます。ですから、やはり今までも町として独自に補助金の半分まではもう町も負担するんだということで、恐らく他町においてはそういう支援はないと思っております。国が3分の1だったら半分までの分を町が持つ、県が3分の1だったら、残りの半分までの分を町が持つと、こういうことを農業団体に関しましてはSSの補助を含めながら、手厚く支援してきているつもりであります。今後とも予算を確保して、そこをしっかりとしていかなければならない。

ただ、中館議員がおっしゃったように、何をしていけば所得向上が上がっていくのかということを、正直に言えば、農業だけで上がっていくというのは私はかなり厳しいだろうと。ここリンゴ4年間、非常にいい値段でありました。ほかの農産物も非常にいい結果であります。ただ、農業者に聞くと、よくてもいいとはなかなか言ってもらえないです。ただ、実質的には高値で推移してきている。ただ、この農業が高齢化してきます。そうになっていったときに、口だけで農業、農業とは言っていないだろうと、それが現状になってくるだろうと思っています。ただ、農業支援というのはしっかりと続けていきますけれども、全体に占めていく場合には、やはり第1次産業関係を伸ばしていく、また1人当たりの市町村民所得でありますから、いわゆる勤め人の方々の給料も入るわけでありまして。ここが上がるとなると、1人当たりの町民所得が上がる要因は、サラリーマンが多いところ、安定した給料がもらえるところは市町村民が上がります。ですから、そういう部分の雇用をしてもらう。

その中で、中館議員からもありました町独自の起業者への支援は考えたかどうかと。これは既に今年度から行っております。もう今3名の方ですか、起業支援を活用して新しく店舗を開業している方もおりますので、できるだけ、これも町単独事業でございます。活用して、一人でも若い方々が企業を起こしてもらいたいと思っておりますし、今、八戸学院大学さんのほうとも連携をとりながら、この平成32年に新しい庁舎が建設されるわけでございますが、そういう場合に現在のこの南部の分庁舎、この活用方法を考えなければならない、同時進行していかなければならない、そういう中で何とかそういう若い方々が企業を起こす、または一つの団体にあいたところに入ってもらい、そういうことも活用していきたいと考えておりますが、現在のところ今まだ詳細に詰めておりませんので、これから詰めて、そういう意欲の活用も図っていききたいと思っております。

あと、農業観光でございますが、こちらのほう特に県内においても達者村事業を初め、私もこだわっているのは観光農業というより、私は農業観光と、必ず農業を先に言っているんですけれども、農業に関連した観光に結びつけていきたいということで、グリーン・ツーリズム初め、結

構多くの方々に来ていただいております。ただ、個人客がどうしても大都市のほうに、特にインバウンド関係は青森市は相当ふえているようですけれども、八戸は24万都市にしてはまだ県内では少ないと。そういう部分で我々地方の町村にはもっとインバウンドの方々が少ないもんですから、何とかそういう方々、いわゆる外貨を稼ぐと、そういう部分においては農業観光というのは重要になってくるだろうと思っておりますので、これからも力を入れていきたいと思いますが、何せこちらのほうもホームステイの方々も高齢化してきております。このままいくと非常に受け入れしてくれる方々が減っていく一方になってくるわけですし、何とか私どもも新しい受け入れ農家を確保しているわけですが、恐らくあと5年後になると、受け入れ農家さんのほうもう無理になってきて、せっかく来てくれる大型学校、大規模の学校も受け入れられなくなるという危惧がございますので、そういう点は私どものただ南部町の持ち味だと思っておりますので、ここは生かしていけるようにしてまいりたいと思っております。

また、雇用については、もちろん私どもの町内で企業を起こして、町内で働ける、ただそこだけではどうしても話はよくても、現状とすればやはり隣接している八戸、企業がありますし、通勤、十分可能な私どものエリアでありますので、そちらのほうの企業のほうも参考にさせていただいて、まずは安定した職について、安定した給料を稼いで生活設計ができる、こういう雇用体制というのをつくらなければならないと思っております。

また、あと最後に、町民への周知でございますが、ホームページ、回覧等で通知、今までもいろいろしているわけですが、中にはどうしても足りないのもあると思っておりますし、また新聞関係につきますと、町の広報紙が出る前に、新聞のほうに先に報道がもう早いもんですから、広報紙は月1回になります。そういう部分で、ホームページは切りかえするとすぐ出るんですが、そういう中においては時々新聞のほうに早い情報提供になる場合もあると思います。できるだけしっかりとまずは町のホームページ発信、これは担当課長にも、職員にも言っているんですが、切りかえが遅いときがあります。もう終わっているのが載っていたり、そういう部分というのは常に新しい情報を発信するために即更新して情報を提供するというのが大事だと思っておりますので、今後職員一体となって周知に対しても徹底してまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 最後のバーデを活用しましたバスツアーの件に関しましてお答

えいたします。

バスツアーの件ですけれども、現在見直し作業を実施しておりまして、今月の末には新しい形の同じくバーデを活用しましたバスツアーを発表できるというような段取りを整えております。その際には、また大きくPRといたしますか、こちらのほうを使いまして、皆さんに広報活動ができるのではないかと、皆さんにお知らせできるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私、3番目の質問にしようと思ったら、町長先に答えられました後継者不足。いろんな各種団体が町内でも活動していますけれども、話を聞くのが、自分たちはできると、その先がどうなるかわからないという言葉。実際に今構成して活動している方からも聞くことがあります。ですから、その辺をどういう形でやるかというのはやっぱり何かの形、さっきいろいろな団体を通じて協議をしていくという町長答弁があったものですから、そういうことも一緒になると思いますけれども、やはり先、先とやっていかないと、もうなくなってから、さあどうしようというのはなかなか大変ですから、その後継者に対して、今やっている団体もどういう形でやっていくかというのはどうしてもこれは必要だと思います。ですから、この辺は具体的にもう協議会を立ち上げてやっていく必要があるだろうと。予算をそれほどかけなくても、これは各種団体からも意見を聞きながら、どうしていきかということをやっていかないと、よくこの話は聞くものですから、その辺をひとつもう一度担当課長のほうでも何かいいアイデアがあったらひとつ答弁いただきたいと思います。

それから、さっきの財政課長からパークサービス、この計画で、私、何だ、これだったら利用者がだめだろうと思ったのは、役場庁舎にバスをおりて行ったという文章になっているんです。これから、今度あすこまで歩いていくの、それとも町でそこまで、そのバスに準じた交通体系を組んでやったのかどうかはわからなかったものですから質問上げました。ですから、その八戸から来るバスがバス停でおりて、何分か後にはバーデに行くバスがそこに組み入れられているのであれば、積極的に活用できるでしょうけれども、役場前で本庁舎前でおりてという文章になっているんですね。それに対して、利用した人にサービス券とか無料券とか配付するという文章になっていたもんですから、そこまでやるんだったらもうちょっと検討してからやれよというような、私は気持ちがあったもんですから質問して、その辺のところも担当課長、具体的などころま

で検討した上で組み直しするということですか。この2点お聞きします。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） それでは、初めに、後継者不足の対策についてでございますが、現在行っている後継者対策としては、担い手育成総合支援協議会の場で農業経営の改善計画等、その県、またはＪＡ、農業共済等入りまして、これからの農業についての経営改善の支援をしているところです。

また、国の次世代人材育成ということで、国の補助事業と町単独で、若手の農業者、独自の後継者対策を進めているところでございます。それで、何か新しい考え方ということでございますけれども、現在のところはこの担い手育成総合支援協議会とか、国の助成事業、町の独自の後継者対策ということを進めて後継者不足を解決したいと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） バスに関しましてお答えいたします。

今現在、路線バスとその接続のコミュニティーバスの時間調整につきましては、やはり路線バスもうきちんとダイヤが組み込まれておりまして、町のコミュニティーバスも組み込まれておりますので、すぐにおりましてそこで町のコミュニティーバスが待ち構えて乗せていくというような体制はとれません。ですので、大体時間的に10分ぐらい待っていただいてバーデのほうに行ってもらおうと。やはりそこで乗りかえが発生すると。天気のいいときは、考えましたのは、やはり健康のためにバーデに行くものですから、歩いてもらうのも一ついいのではないかなというようにも考えておりましたが、やはり歩くというのは余り皆さん参加する方はちょっと考えていないというのが実情でございます。ですので、その接続に関しましては、今回は前回と同じような時間のタイムが発生するということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時50分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（馬場又彦君） 6番、西野耕太郎君の質問を許します。6番、西野耕太郎君。

（6番 西野耕太郎君 登壇）

○6番（西野耕太郎君） 第82回定例会において一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

まずは、きのうの県民駅伝において町の部において2連覇達成、心からお祝いを申し上げます。通告に従いまして早速質問に入らせていただきます。

国の進める農業収入保険について、正しくは農業経営収入保険が正式名称と思っておりますが、国は、昨年平成29年6月23日に農業保険法の改正を行い、新たに農業の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格低下などで売り上げが減少した部分を補償する農業収入保険の制度を創設いたしております。今年秋から加入申請を行い、来年1月から始まると伺っております。この制度の概要についてお伺いします。

2点目は、農業共済組合が行っている当町における農作物共済、果樹共済の加入状況についてお伺いします。

3点目は、農業収入保険制度の農家に対する周知について、町や農業共済組合など関係者はどのように行うのかお伺いします。

以上、3点についてよろしくご答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、西野議員にお答え申し上げます。

まず、1点目の農業収入保険制度の概要についてであります。現行の農業災害補償制度は、自然災害による収量減少が対象であり、価格低下などは対象外となっており、対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーされてございません。

また、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき、経営の発展に取り組む農

業経営者の育成が必要とされております。

収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティーネットとして、品目の枠にとらわれずに農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として導入されるものであります。

なお、全ての品目を対象としておりますが、他の保障制度が措置されている品目は対象外となります。また、現行の農業共済制度は継続されることとなっておりますが、農業収入保険と現行の農業共済や野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択し加入することになるもので、併用はできないものとなっております。

また、当該制度に加入する際の要件は、青色申告を行っている農業者となっております。過去5年間の平均収入を補償基準とするものでございます。なお、これから青色申告される方は、加入時に青色申告の実績が1年分あれば加入できるものでございます。

補償内容につきましては、収入が80パーセントを下回った場合に補償する、いわゆる掛け捨てとなる保険方式部分と、90パーセントを下回った場合に補償する積立方式部分の2本立てとなっております。

例えば、過去5年の収入平均額が1,000万円で、その年の収入が700万円となった場合は、保険方式部分は、1,000万円の80%の800万円が補償対象となりますので、700万円との差額100万円の9割の90万円が補填されることとなります。積立方式部分は、1,000万円の90%の900万円が補償対象となりますので、保険方式部分の補償対象額800万円との差額100万円の9割の90万円が補填され、合計で180万円が補填されることとなります。

掛金につきましては、同じく過去5年の収入平均額が1,000万円の農業者の場合、保険方式部分は、保険料率は2.16%で国が50%を補助し実質1.08%の7万8,000円、積立方式部分は、積立補償支払率の75%を国が補助することから22万5,000円、その他、事務費として2万2,000円の計32万5,000円となっております。

なお、収入保険制度は地域の農業共済組合が担当することになっております。

次に、当町における農作物共済、果樹共済の加入状況についてでございますが、平成30年産の状況をお答え申し上げます。

水稻共済につきましては、30アール以上を作付している農業者は強制加入となっておりますので、加入率は100%となります。参考までに、加入戸数は640戸、加入面積は523ヘクタールとなっております。なお、平成31年度から水稻共済は任意加入になる予定でございます。

果樹共済につきましては、対象面積の678ヘクタールに対し、加入面積は71.3ヘクタールで、

加入率は10.5%となっております。果樹共済でございますが、町単独で保険料の25%を補助しております。共済組合さんのほうからも町単独で補助しているのは非常に珍しいと言っているんですが、それでもなおかつ他町村に比べますと、保険料の補助がない町村よりも25%補助していても当町の加入率が低いという状況になっておりますので、やはり台風等々いろいろな状況、町も当然そういう際には支援するわけですが、やはり他力的ではなくて自分たちもしっかり保険に入ってそういう災害時においても安心できる態勢をやはり築いていただきたいなと考えております。

次に、農業収入保険の農家に対する周知について、町や農業共済組合はどのように行うのかについてですが、町におきましては、平成29年12月1日から町ホームページに掲載をし、さらに、平成29年と30年の2月号の町の広報紙でお知らせをしております。

また、役場窓口や申告相談受付会場に、パンフレットを備えて周知を図っているほか、町で開催している農業関係の各種協議会などの会合の際に、共済組合から担当者を派遣いただき、農家の皆様に説明を行っているところでございます。

農業共済組合における今後の取り組みにつきましては、制度の周知と加入促進を図るために、青色申告者への戸別訪問を行うこととしております。いずれにいたしましても、町と共済組合でしっかりと連携し、これまでの取り組みを継続して実施し、制度の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細に関する等々の再質問等についてはまた担当課長等々からも答弁をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 町長、答弁ありがとうございました。

今回のこの農業収入保険制度についての質問ですが、農家の方々の皆さんから声が聞こえてくるんですが、資料・パンフレット等を見てもとても複雑でわからないと。また、町長が答弁してくれましたけれども、一番の問題はやはり青色申告が多くなることだということで、農家の方々の中には我々には直接関係ないのではないのかなというような声が聞こえてきましたので、今回質問をした次第です。町としては、直接的には事務事業を行うわけではございませんけれども、やはり農家に対するこの制度の周知については、先ほど町長が答弁しておりましたけれども、もっとこう詳しく説明していくことが必要ではないのかなと思っております。

町長から、当町の水稲共済、それから果樹共済の加入のことも今答弁がありましたけれども、当然、強制加入ですので、そのとおり水稲共済については100%だと思います。ただ、果樹共済については、そのとおり675ヘクタールあるとする中で71.3ヘクタールしかかたっていないと。これはやはり農家の方々の、町長いわく、怠慢で私はあるとは思うんですけれども、やはりこれもその共済の評価判断の難しさというのものもあるものですから、なかなか果樹共済は入ってこなかったのではないかなというふうな気がしております。

ですので、この際、今新たに国がこの農業収入保険制度をつくったわけですので、やはり水稲共済はもちろん併用できないということ、それから果樹共済も併用はできないわけですので、できれば南部町は果樹の町といわれておりますので、果樹農家の方々に担当課とすればPRをして、面倒くさいというのが要は青色申告の部分が一番の中にあると。それから、やはり国自体は経営体とその担い手を育成するためにこの制度を創設しているとは思うんですけれども、この青色申告を何とかしてやっていかないと。ある農家の方が、青色申告の手伝いをJAがやっているんだけれども、いろいろとその書類を持っていっても面倒くさがってなかなか余りやりたがらないんだよという声も聞こえてきています。ですので、そうであればあるほど、やはりこの青色申告というのが当然今まで農家の方々がほとんどは白色でやっているわけですが、やはり青色申告の普及をしていかなければならない。そのためにも、商工会等は企業主さんたちはみんなほとんど青色申告ですので、やはりこれを何とか青色申告に農家の方々も、企業として位置づけるということを考えてやっていく必要があるのかなということですので、このことについて考えがあればもう一度質問いたします。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） それでは、西野議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、青色申告ですが、収入保険制度に加入する場合は青色申告が原則ですよということで、青色申告を始めるためには最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。このことについては、町のホームページや広報、チラシなどで周知してきたところでございます。白色から青色への切りかえにつきましては、農業経営改善計画の審議や地域座談会などで周知し、県や農協が随時相談や研修会を開催してきたところでございます。

また、青色申告には、複式方式と簡易方式があり、収入保険制度は簡易方式でも加入できることになっております。簡易方式は複式簿記までを求めておらず、現金出納帳などを整備し、日々

の取引を記帳する方式であることから、現在多くの農業者の方が行っている白色申告と遜色がないと思われますので、まず白色申告を行っている方でも容易に取り組めるということでございますので、これから農業経営には収支のバランスを農業者みずからが把握することがこれからの農業経営にとっては重要であることから、まずは簡易方式の青色申告から始めていただくよう、県や農業共済などと連携しまして、町でも随時相談に乗って、普及に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（金野 貢君） ただいま、青色申告ということでございましたので、私ども税務課のほうも関連がございますので、簡単に答弁させていただきます。

まず、農業所得のある方の青色申告された方の状況でございます。平成28年度132名、平成29年度145名、そして今年度平成30年度が157名と徐々にふえている状況でございます。このことは、農協さんが中心になりまして、切りかえの促進をさせていただいているというあらわれかなと思っております。

税務課サイドでございますが、税務署、県税、それから市町村の税担当が集まって、税務協議会という組織がございます。その中で、国のほうでも青色申告の普及拡大に努めておりまして、その中の指導機関ということで、この地区ですと J A 八戸が指導機関ということに指定を受けておりますので、年2回、私ども会議がございますから、その席上で今の農業収入保険に関連して、青色申告をどんどん国のほうでも進めるように指導していただきたいなということをお願いしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかにありませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） どうも、農林課長、それから税務課長、ありがとうございました。

私は、この農業収入保険制度の導入というのは、安倍政権下における農家に対する肝いりの施策であり、やはり農家はその農業経営者だと、要するに企業として位置づけるということがこの根底にあるというふうに私なりにこう思っておりますので、これからは周知については、やは

りしっかりとＪＡ、それから農業共済組合等と一緒に進めていくべきと私も思っています。

先ほど、私もちょっと勘違いといいますか、勉強不足なんですけれども、町長のほうから答弁がありましたけれども、南部町では果樹共済推進費補助金というのを出していましたので、これが保険料の25%に相当する分だということでもいいわけですね。私はそういうふうに関心、それともこの果樹共済推進費補助事業の補助というのは、広報等、共済組合に払っているんだけど、広報事業等、果樹共済の推進、要するに入ってもらうためにやっていたのかなという気がしたんですけれども、町長が先ほど言いましたけれども、この推進費補助金というのは南部地区農業共済組合の管内で南部町だけがやっていると、私も認識していたものですから、何でそういうふうになったのかなということが、町長が先ほど言いましたとおりでわかりましたけれども、この25%がそこにあるのかなというような気がしたんですけれども、これ、そうでないとするのであれば、まずこれを聞いてほしいのと、まずこの農業収入保険制度をやはり進めていくと。農業共済とは併用できないわけですので、もちろん農業共済は残るわけなんですけれども、やはりこの収入保険制度を進めていくことが、先ほど中舘議員も言っていましたけれども、高齢者になっていると。しかし、担い手もいるわけです。

それから、税務課長が言いましたけれども、28年度は132名と、それから29年度は145名、だんだんふえてきているんだと。やはりこれは、積立方式もありますし、掛け捨て方式もありますけれども、やはりそれはそのとおり全く無駄になるお金ではないと思いますので、今後これを進めていくべきと私は考え質問したわけです。

それから、農家の方々もこれについて、もっともっと、ＰＲ不足とは言いませんけれども、もう少ししみ砕いて説明会をやってほしいなというようなことをちょっと聞いたものですから質問した次第です。まず、この推進費補助金がそうでないのかどうかということを見て質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） まず、果樹共済についてですが、掛け金の25%、これを町独自で共済組合のほうに補助しております。共済組合では、南部町の個人からの申し込みの掛け金に応じて25%を農業者の方に返還しているということでございます。

それから、先ほど町長のほうの答弁にもございましたけれども、南部町は加入率が非常に悪い

と。30年度は10.5%、28年度におきましては10.1%、若干0.1%ですけれどもちょっと上がっておりますけれども、まだまだ他の地域、例えば三戸町であれば36.6%の加入ということで、町の補助をしている割にはまだまだ加入率が低いということになっております。

それで、収入保険制度が31年度から始まりますけれども、果樹共済、その他の共済制度、これは併用できない、どちらかに加入するということになりますけれども、町長の答弁にありましてとおり、収入保険制度では保険方式の部分では50%、それから積立方式のところでは75%の国庫補助ということで、農家の方々の負担を軽減しているということでございますけれども、収入保険制度に加入しないで果樹共済に加入する方もいると思いますので、現在行っている果樹共済の補助につきましては今後も継続していく必要があると考えておりますので、31年度以降も予算計上していきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで西野耕太郎君の質問を終わります。

次に、3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） 最後になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告しております次の2件について質問いたします。

1番、議場内カメラの必要性和可能性についてであります。

私は、町議会議員という立場になりまして、はや3年がたとうとしています。時々、町議会議員になる前、そして合併する前の福地村時代のことを思い出したりして、現在の自分自身の議員活動を顧みたり、またみずからを鼓舞させたりして今まで活動してまいりました。その福地村時代のよかったところや悪かったところをいろいろ思い返し考えてみましたけれども、今回質問に上げました議場内カメラの議会定例会の中継がどれだけ必要であったか、そして効果的であったかということを強く感じるようになりました。また、当時を知る町民からの問い合わせや議会定例会の中継を視聴したいという要望が今まで数多く寄せられたのは確かな事実であります。

福地村時代の議会定例会は、議場内カメラでその定例会の模様を1階のロビーに設置してある大型モニターで放映し、傍聴席に座らずとも住民へ直接的なメッセージをカジュアルな形で提供しておりました。また、役場内の一室にモニターを設置し、その中継を通して議会定例会における質疑に対する返答の仕方、また担当する課のことだけではなく町全体のことを勉強できるよう

な役場職員のための環境を設けていました。そしてまた、生中継であることから、理事者の返答が行き詰まる場面を直ちに確認することができ、そのような場合にはその一室から関連する資料等を素早くその理事者に持ち運んだ対応によって、議会定例会の進行に支障を来すことのないような配慮がなされていました。

現在、他近隣自治体では、ケーブルテレビを利用して議会定例会の模様を中継したり、インターネット中継を行ったりと、町民に対し、できるだけダイレクトなメッセージを届けるために対策を打っているものと思われます。当町もぜひ、この議会定例会に関心を持っている町民に対しての対応や役場職員に対しての勉強の場を設けることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

そして、将来的にはインターネット中継などのツールで議会定例会の模様が見られるようになることが必要であると思いますし、またそれは同時にネット環境の整備が万全であることが約束され、災害時の際にはその災害現場の生中継を放映することが可能になり、町民への注意喚起も促せるような効果も生まれます。また、企業誘致などの際も、ネット環境の整備が原則とされていますし、現在は農業の分野でもネット環境が必要とされています。

以上のように、議場内カメラを通してさまざまな分野で効果や可能性が期待されると私は思います。町としての見解を伺います。

続きまして、2番、コンパクトシティについてであります。

まず初めに、私の公約として提言するコンパクトシティとは、都市機能を徒歩圏内に集約させた小規模なまちづくりということであります。役場、学校、病院、金融関係、スーパーなど、地域住民が最低限度必要とする公共施設や民間施設を町内の根拠地の南部地区、名川地区、福地地区に、決して大きすぎずに身の丈に合ったサイズ感で設けていくことによって、人口減少問題の糸口になればと考えているところでございます。

現在は、福地地区の開発を進めておりますが、ある程度の展望が開けましたら、順次南部地区や名川地区の開発を進めていく予定でございました。その開発途中である福地地区では、数年前に開業されましたクリニックの理事長が地域医療や福祉を基本とし、地域発展の立て役者として躍進されていることは皆様も既にご承知のことと思います。そして、その熱意と確実な実績に大手資本企業も心を動かされ、スーパーマーケットなどの企業誘致につながったことは誰も疑う余地もないものと思われます。

しかしながら、約2年前のことですが、民間の起業力で地域開発を進めているその福地地区の公共交通機関や利用者の交通安全のために、生活道路や避難道路の整備の要望を陳情書にまと

め、公共的な支援の期待と、そしてその地域住民の切なる願いを込めて提出をいたしましたけれども、あえなく棄却されることになりました。非常に残念なことではありましたが、現状は郵便局、農協などの金融機関や病院、スーパーなどの利用者が不便を来しており、交通事故が発生してから考えるのでは遅いと思いますので、今一度現状を確認し再考をお願いしたいと思います。

さて、第80回前回の議会定例会の一般質問で、岩手県紫波町のオガールプロジェクトについてご紹介かねがね質問をいたしましたけれども、その後の反響として、ある町民から、この前紫波町に行ってきたよと、なかなか大したものだねという感想をいただきました。盛岡市での用事の一ついでに訪れたようですが、その方が率直に感じたことと私が感じた最初のインプレッションが同じだったこと、そして一町民と情報を共有できたことが特にうれしく、貴重な時間となることができました。多くのメディアにも取り上げられているこのプロジェクトのかなめは、スーパー公務員とスーパー民間人の存在であり、それぞれスペシャリストをその地域から発掘させることが最も重要で、そしてその方々の恵まれた能力を最大限に発揮させて事業を万全に機能させることがポイントとなります。

当然のことながら、基本的には当町と同じように官民連携が肝心かなめであり、前回の一般質問の町長答弁の内容と多くのところで思考の共通点があるように思いました。また、その答弁の中で、名川中学校周辺がコンパクトシティのようなエリアに至っていると考えるという観点から見ても、町長は既に私と同じようなまちづくりを実行されているように私は受けとめましたけれども、いかがでしょうか。

これまで、医療センター、健康センター、給食センター、統合中学校など、公共的な施設を建設され、相次いでスーパーなどの民間企業も出店された名川中学校周辺のコンパクトシティは、公共と民間の複合で誕生しようとしています。今後はどのようなようになっていくのでしょうか。

そしてまた、合併前の旧町村のことは考えずに、合併後の南部町全体の将来を見据え、施設や機能の集約は考えていかなければならないという答弁も前回ございましたけれども、名川中学校周辺に町長の考えるコンパクトシティを誕生させることで、人口減少問題にどのような効果を持たせられるのか伺いたいと考えます。

私は、冒頭でも申し上げましたとおり、身の丈に合ったサイズ感のコンパクトシティを町内の根拠地の南部地区や福地地区にも展開させて、その根拠地ごとで人口を流出させないような対策ができれば、町全体の人口の減少に歯どめをかけられるのではないかと考えています。

先日のテレビのニュースでも放送されていた共生社会の構築事業のモデル地区として選定された三戸駅前地区、剣吉駅前地区は、町でも出資している青い森鉄道の停車駅を要し、多様な公

公共交通機関が定着しておりますが、これらの地域の開発も検討されてしかるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、数年前から国の政策として打ち出されたコンパクトシティが全国で注目をされ、青森市を初めそれに取り組んだ全国の各自治体では大変苦戦をされたという情報も伺ってありました。では、なぜ苦戦をされたのか。いろいろな考えと原因があるようですが、私は一つの要因として各自治体にも責任があると思っております。国が打ち出した政策が全部成功するはずもなく、それを疑うこともなく事業を推し進め、気がついたときには国に依存しなければならぬ状態まで陥り、後戻りできなくなってしまった自治体もあるように考えます。

皮肉にも、その国の政策も見直しが続き、国土交通省では、平成30年度、コンパクトシティの形成に関連する支援措置を行うとうたわれ、再注目されています。私は、前述で申し上げたスーパー公務員やスーパー民間人という定義や存在は当町にはございませんが、ハード面とソフト面の両輪をしっかりと動かし、自立に向け奮闘している地方の自治体の紫波町のように、ハード面の整備だけではなく、ソフト面を充実させ、本当の意味で町が自立し、人口減少問題に真っ向から立ち向かう強い意志と姿勢が今必要とされていると強く思うのであります。

また、私はこのコンパクトシティを進める上で、国の政策のよいところは参考にして、そうではないところは省き、そして南部町の風土に合うような独創的な感覚を大切にしてきました。そして、子供たちが安全に安心して笑顔と笑い声が響き渡る環境の中で、高齢者の方々でも徒歩圏内にある施設を利用できるようになれば、子供たちと高齢者の方々が触れ合う場面がふえ、子供たちは高齢者を大切に、高齢者は子供たちから元気とエネルギーを感じることができ、生活の楽しみが広がる、このにぎわいの場面だけを想像してみても、ソフト面の構築の主体は町民一人一人、行政サイドはそのサポートが必要になるということだと思えます。町が自立し、できるだけ国に依存しなくてもよいまちづくりとして提言し、国の政策とは違う私独自のコンパクトシティを理解していただけたと思いますけれども、町長の考えるコンパクトシティとはどのようなものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、議場内のカメラの必要性和可能性についてのご質問であります、合併前の旧福地村に

おきましては、議場に設置されているカメラにより、会議室や1階ロビーに中継しておりましたが、合併以降は使用されず、現在はカメラ装置が故障している状況であります。

職員の勉強の場にもなるということに関しましては、課長補佐級の職員は、平成27年3月から予算や決算特別委員会を傍聴し、勉強をさせていただいているところでございます。また、恐らくそのほかの職員に関しましては、工作中でありますので、長時間にわたってそこに行ってみにいけないという職員はそういないのではないかなと思っております。

町としましては、議会の中継を行うことにより、夏堀嘉一郎議員さんだけではなく、議場内に関することでもございますので、まず、議員の皆さんとしっかりと協議をしていただきたいと考えております。その結果を踏まえて私どもも議場内のカメラの修理、または統合庁舎のときの設置等も考えてまいりたいと思っております。

次にコンパクトシティについて、お答え申し上げます。

町長の考えるコンパクトシティとはどのようなものかについてであります。高度経済成長のころから車社会になり、移動できる距離が格段に広がり、中心部に集中していた人口が郊外へと拡散していったことが背景となっております。

人口が増加傾向で、経済も成長過程だった時代には問題とはならなかったものの、少子高齢化社会がやがて全国的な人口減少社会へと突入した今、社会インフラの管理や福祉や教育といった行政サービスを維持していくためには、これまでに広がった生活範囲を抑制し、ある程度のコンパクトな範囲の中に生活機能を集約させることで、効率的な自治体の行財政運営を行っていくことが必要とされており、郊外に広がった産業や生活機能を一定の範囲内に集中させ、効率のよい持続可能な都市をつくっていくという構想がコンパクトシティの趣旨と認識しております。

しかし、この構想はもともと都市部を想定したものであり、農業が主産業である当町では、大きな中心部と呼べるところがなく、小さな拠点が点在しているため、都市部とは別の、当町にあったスタイルを考えていく必要があります。

コンパクトシティは、持続可能な都市形態として構想されたものであるため、一定の範囲内に機能を集中させ、コンパクトなまちをつくること自体が目的ではなく、持続可能な社会をつくることが本来の目的と考えます。そのため、ポイントとなるのは、コンパクトという部分ではなく、地域社会が持続可能かということであると考えております。

前回の6月定例議会でも申し上げましたように、当町は3町村が合併しており、合併する以前からそれぞれの特徴を持った拠点が各地区に存在しております。それぞれの特徴を生かした持続可能なまちづくりを住民の皆さんと協議しながらというのが、私のイメージするコンパク

トシティーへの考え方であります。

先ほど、夏堀議員からもそれぞれの地区、3地区、ここを考えて自分はいらというお話がありました。まさにそういう旧町村単位、その旧町村単位でもいわゆる昭和の合併のときに村々が合併をしております。ですから、一つの旧町村に関しても1カ所だけではない、昭和の合併の前のときに中心地だった、そういう地域があるわけですので、やはり我々は町全体、一つの箇所だけが利便性がよくなる、これはその周辺の人は利便性がよくなることはもう間違いないわけですが、ただそれ以外の方々はではどうなんだといったときに、コンパクトシティというのはどういうふうに進めていけばいいのか、決して全てがベストとは思っておりません。

青森市、全国でも有名失敗例として非常にテレビでも取り上げられました。そういうことも踏まえて、私どももどういう方法がいいかというのは考えていかなければならないと思っております。

また、道路関係のご質問がありましたが、これは議会で一回決定しておりますし、まずは産業建設常任委員会等々でやはり議員さんともしっかりと話をさせていただきたいと思っておりますし、私は決して名川地区だけを考えているつもりはございません。あくまでも町全体として見たときに、どういう形をつくっていけばいいのか、庁舎関係にしても、専門の先生方、そういう町外の方々の先生方も入れて協議していただいて、やはり庁舎となったときにやはり中心というのは距離的な部分の意味合いでございます。そういう部分で最終答申をいただきました。それぞれの合併前の地区においても、これから南部地区においては町営住宅の建設が本格的に始まっていきます。これも多額になります。そういう部分で、しっかりと全体のバランスを考えながら今後も取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 議場内カメラの件だったんですけれども、早速ですけれども、議会のほうに提案をしたいと思っております。

そして、コンパクトシティの件なんですけれども、国交省のほうで都市再生特別措置法というものがあまして、その法律の概要の一部として、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりということで、多極ネットワーク型コンパクトシティということで、要するに一極集中の土俵づくりではなくて、多極型の土俵づくりを目指すということでありますけれども、先ほどの町長の答弁からも、小さな拠点というお話もありましたけれども、これ

につながるのではないのかなと、そういうふうに思っております。町内のその小さな拠点を土俵にして、その民間力を活用したまちづくりという考えはございますでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 民間力というのは非常に大事になってくると思います。行政だけでも成功するものでもありませんし、やはり、また民間だけでも確かに厳しい部分もあるでしょう。ですから、ここはいろいろな部分でいろいろな民間を含めながら、協議をしながら進めていくというほうが一番いい形ではないかなと思っております。ただ、私どもの民間の場合も、建つ前のときからお話があったりすればいいんですが、なかなか建つ前は情報が入ってこない。もう建つ寸前になって町のほうに情報が入ってくるときもありますので、そういう部分は我々もいろいろな情報も早くキャッチしながらということが大事になってくると思います。決して、今、自治体だけでとか、民間だけでと、そういう考えは持ってございません。

○議長（馬場又彦君） ほかに。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 国交省のほうでコンパクトシティーの必要性ということで、4点ほどあるんですけども、1点目は持続可能な都市経営、財政、経済のためということと、2点目、高齢者の生活環境、子育て環境のため、3点目は地球環境、自然環境のため、最後に防災のためとあります。災害危険性の低い地域の重点利用ということで、この4番目ですけども、ちょっと災害危険性の低いというふうな文言があるんですが、こちらについてどのようにお考えか、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 災害危険性ということでございますが、全町民にお配りしています防災マップですね、その中に、洪水等の災害の危険度を示したものが配付されてございます。あれで考えますと、当町は地震の点でいいますと、ほとんどのところが割とどちらかというと危険な、仮に震度7とかの地震が来た場合ですけども、というような地盤ということになってございまして、あるいは洪水につきましても、南部町はどうしても真ん中に川が流れているわけで

すので、浸水区域というのがたくさん広がってございます。そういう意味からいって、先ほどのコンパクトシティーにつながるわけでございますけれども、本当に危険、もうそこに住むことができないとなれば、今現在馬淵川に関しては改修工事、堤防の工事が行われてございますので、それでカバーできる部分はいいんですけれども、それでもカバーできないような部分については、もしかすると。今現在はその堤防の工事が進んでおりますので、その結果を見まして、馬淵川の水位を、そして100年に一度の雨による災害というものを考慮しまして、今既に移転が進んでいる部分もございます。それは、堤防がつくられるので移転ということです。そういう形での集約というのは可能だと思いますが、それをもってどこかに住居を誘導するという形での考えは現在のところは持ってございません。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、9月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時53分）

平成30年9月6日（木曜日）

第82回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第82回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年9月6日（木）午前10時開議

- | | | | |
|---|----|--------|---|
| 第 | 1 | 議案第74号 | 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 2 | 議案第75号 | 平成29年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 3 | 議案第76号 | 平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 4 | 議案第77号 | 平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 5 | 議案第78号 | 平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 6 | 議案第79号 | 平成29年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 7 | 議案第80号 | 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 8 | 議案第81号 | 平成29年度南部町病院事業会計決算認定について |
| 第 | 9 | 議案第82号 | 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 10 | 議案第83号 | 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 11 | 議案第84号 | 平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 12 | 議案第85号 | 平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 13 | 議案第86号 | 平成29年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 14 | 議案第87号 | 平成29年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 15 | 議案第88号 | 平成29年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 16 | 議案第89号 | 平成29年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 17 | 議案第90号 | 平成29年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 18 | 議案第91号 | 平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 | 19 | 議案第97号 | 平成30年度南部町一般会計補正予算（第2号） |
| 第 | 20 | 議案第98号 | 平成30年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号） |
| 第 | 21 | 議案第99号 | 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

- 第 22 議案第100号 平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 23 議案第101号 平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 24 議案第102号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 25 議案第103号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 26 議案第104号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 27 議案第105号 平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 28 請願第1号 黒星病害被災果樹園に係る、防除作業に対する費用等の補助支援の請願書
- 第 29 常任委員会報告
- 第 30 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 31 議員派遣の件
- 追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明
- 追加第2 議案第106号 工事請負契約の締結について（中央公民館他解体工事）
- 追加第3 議案第107号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	金 野 貢 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	川 村 正 則 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	松 橋 悟 君	代表監査委員	山 口 裕 貢 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第82回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第74号から議案第91号の委員長報告、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に日程第1、議案第74号から日程第18、議案第91号までの平成29年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、決算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、川守田稔君。

（決算特別委員会委員長 川守田稔君 登壇）

○決算特別委員会委員長（川守田稔君） おはようございます。

決算特別委員会の報告をいたします。

去る8月31日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第74号から議案第91号までの、平成29年度南部町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定についての議案18件につきまして、9月4日、本委員会におきまして、慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、議案第74号から議案第91号まで、18件の議案、すべて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。

3番、夏堀嘉一郎君。

(3番 夏堀嘉一郎君 登壇)

○3番(夏堀嘉一郎君) 平成29年度一般会計決算に対する討論を行います。

私は、平成29年度一般会計予算に対しまして、反対の討論をいたしましたけれども、現在もその考えは変わらず、新庁舎建設の必要性を理解することができません。

また、その予算分は医療センター周辺などの洪水対策に充当させるべきだと今でも確信しております。

よって、一般会計決算に計上されている、2款、総務費、1項、総務管理費、22目、統合庁舎建設費にだけは賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長(馬場又彦君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、山田賢司君。

(7番 山田賢司君 登壇)

○7番(山田賢司君) おはようございます。

私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、監査委員の報告のとおり、29年度決算については適正であると、私は思っております。

また、先ほど、反対の討論の中で、庁舎建設費用を医療センター周りの整備に充てるという、そういう趣旨の発言がありましたが、先の議会で私たち議会が町長に浸水対策ということで、意見書を提出しております。

町長もその意見を汲み入れ、本議会で補正予算に調査費と測量委託費が上がっている部分がありますので、そういう中で庁舎建設に向けての予算とは別枠で事業が行われると思っておりますので、庁舎建設はするべきだと考えますし、また、同時に周辺の道路環境の整備も進めていかなければならないと私は思っております。こういう理由の中で、私は、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(馬場又彦君) 他に、討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

討論がありますので、分別して採決します。

最初に議案第74号、平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。

起立多数です。議案第74号は委員長報告のとおり、認定されました。

次に、議案第75号、平成29年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第91号、平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案17件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第75号から議案第91号までは委員長の報告のとおり認定されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第19、議案第97号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） おはようございます。

それでは議案の79ページをお願いいたします。

議案第97号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億3,990万5,000円を追加し、総額を103億276万円とするもので、第2条は地方債の追加、変更としております。

94ページをお願いいたします。歳出からご説明をいたします。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費は1,422万4,000円を減額とするもので、職員の退職、人事異動などによる人件費の調整となっております。

同じく、5目、財産管理費は437万8,000円を追加するもので、15節の工事請負費は、南部幼稚園跡地の進入路取付工事となっております。

次のページをお願いします。13目、連携中枢都市圏推進費は115万2,000円を追加するもので、19節の負担金になりますが、一つは「産学官共同研究開発支援事業」こちらは町内の企業による、妙丹柿を原料としましたドリンク開発に対する事業が採択となったことから、負担金106万1,000円を計上したものであります。

二つ目としましては、「高等学校地域活動促進事業」としまして、こちらは、名久井農業高校の生徒さんによります、果樹を選定した後の枝を活用したキノコ栽培の研究事業となっております。事業費は9万1,000円を加えまして12万6,000円を見込んでおります。

続きまして、2款、2項、1目、税務総務費の1,398万2,000円の減額は、人件費の調整となっております。

100ページをお願いします。3款、民生費、1項、6目、障害者福祉費は1,772万4,000円を増額したもので、過年度分の国庫負担金精算に係る返還金を計上しております。

次のページをお願いします。4款、衛生費、1項、2目、保健衛生施設費は559万3,000円を減額するもので、ぼたんの里における特殊浴槽の更新を予定しておりましたが、施設を利用しております事業者の方が全額負担する事となったため減額するものです。

106ページをお願いします。8款、土木費、2項、1目、道路橋りょう維持費は9,831万5,000円を追加しております。11節の需用費、消耗品費の1,310万6,000円は主に融雪剤、13節には除雪業務委託料としまして4,700万円、14節には除雪機械の借上料として1,443万8,000円、15節の工事請負費に関しましては、道路維持改修工事として1,500万円を計上しております。18節の業務用備品は融雪剤散布車両に取り付けております散布機が2台分の更新となっております。

次のページをお願いします。19節の補助金につきましては、小型除雪機の助成費用としまして1つの地区から要望がありましたので、73万5,000円を計上、合わせまして除雪経費は8,224万6,000円を計上しております。

同じく2目、道路橋りょう新設改良費は2,400万円を追加しており、虎渡・広場線の用地測量

業務、石和線道路整備事業となっております。

次のページをお願いします。8款、6項、1目、宅地造成費は1,320万5,000円を追加するもので、県で実施しております広域河川改修事業に伴い大向10区町内会の移転先として、6区画分の宅地造成整備を実施するものでございます。造成工事は来年度を予定しております。

次のページをお願いします。10款、教育費、5項、4目、文化財保護費は194万7,000円を追加しております。主に南部学研究会の開催に伴う経費として、県町村会からの助成が採択となりましたので予算計上をしたものでございます。

次のページをお願いします。11款、災害復旧費、2項、1目、公共土木施設災害復旧費は1,590万円を追加しており、5月の大雨災害における1路線を補助災害復旧工事として計上しております。

つづいて歳入についてご説明いたします。88ページをお願いいたします。9款、1項、1目、地方交付税は1,773万3,000円を追加とするものでございます。今年度の普通交付税の確定額は、約44億9,500万円となっており、前年度比1億7,300万円の減額となっております。

続きまして、13款、国庫支出金、2項、4目、土木費国庫補助金は395万5,000円を追加するもので、町道災害復旧事業に対する補助金となっております。

次のページをお願いします。15款、財産収入、2項、1目、不動産売払収入は町有地4件の売却がまとまりましたので予算計上するものでございます。場所としましては、名川分庁舎、名川病院、麦沢小学校、南部幼稚園の各跡地となっております。

最後の20款、町債につきましては、第2表地方債補正で説明いたしますので、84ページをお願いします。

地方債の限度額を定めるものでございます。上段の公共土木施設災害復旧事業債は、町道1路線に対して、補助災害復旧事業債を追加するもの。下段の道路橋りょう整備事業債は、虎渡・広場線道路改良事業の増額分に対応して変更するもので、こちらは過疎対策債を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） ページは91ページの寄附金の項目にかかるところで質問いたします。

今、政府でもふるさと納税に対する返礼品の金額ってということで、話題になって、法律まで改正するという事になってます。

たまたま、当町の場合は、一昨日審議した決算額では、返礼品部分は29.95%で収まったということですから、3割以内ということに当てはまっていると思いますけれども、収入は100万円計上していますけれども、歳出の方には、計上されていないということで、その辺は問題ないかと思いますが、この返礼品の金額の算定、どういう通達が来ているかということなんです。

市場価格で金額を算定して報告するものなのか、実際に高くなれば、例えば、町内のりんごとかそういうのでも値段がうんと跳ね上がると、同じやり方していても、ぼんと返礼品の比率が高くなってく可能性が私は、出てくるんじゃないかと思ったもんですから、その通達の実際に、返礼品の3割以内とかっていう場合に、どういう単価を想定したもので、自治体からは報告上がるものか、そこわかれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） お答えいたします。まず、91ページの今回の補正の一般寄付金でございますが、これは、ふるさと納税ではなくて、一般寄付金ということで、1企業からご寄付を受けたものを今回、補正予算に計上させていただいております。

ふるさと納税につきましては、当町のふるさと納税のこれまでの流れからしますと、やはり、年末に集中しますので、今の段階では、やや現在でも去年が640万ほど、7月末現在ですがそれが780万とややふえてはおりますが、まだ、補正するほど確定しておりませんので、今回は一般の寄附金ということでございます。

また、今の国からの3割のお話しですが、やはり、それは定価ではなくて、市場価格でというお話しです。ですので例えば、リンゴの価格が高騰すれば、前3,000円だったものが4,000円になったとすれば、それをお送りするわけにはやはり、いかないということになります。やはり3,000円のもの。3,000円というのは、30%のものという形になります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば、自治体からの報告によって、総務省の方では判断することによっていいんですね。

総務省が全部調べて歩くというわけではないんですね。そこだけ。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） そのとおりでございます。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑ありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） すみません。ページ数104ページ、105ページです。

7款、商工費の中の2目の観光費の中の19節、90万の補助金があるんですけども。町村の魅力発信事業。これは、どういうので、どういうところに支払いするのかちょっと。

○議長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） こちらに関しましては、今月の15、16に行われます「とまべちまつり」の経費として補助をいただいて、支出するものです。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 内容はどのようなやるの。

○議長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） とまべちまつりでタレントを呼んでおりますが、その経費に充てるための補助金ということになります。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑ございませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 109ページをお開きください。

一番最後、13節、委託料ですね。公営住宅管理システム更新。これは具体的にどういうことでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 公営住宅管理ということで、住宅料金等のシステムをやっていますけれども、そのシステムの更新が今、行われるということと、それに伴ってまた、元号の方も今変わるので、それに対する対応も含まれております。その更新ということで、ご理解願います。（「ソフトですか」の声あり。）そういうソフトでございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 総務省の方に、地域情報プラットフォームという事業があるようであります。私はあまりITというのはよくわからないもので、ちょっと調べてみたのですが、その全容として、全容というのがどの辺まで進行しておって、そのどういった内容までってということまではよくわからないのですけれども。ですけれど、すでに導入している自治体とかってというのはずいぶんとあるようであります。

例えば、江戸川区ですとか、北九州市。そういったそもそもこういう管理システムソフトの問題というのは、当町だけではない頭を抱える問題というのは、当町だけではなくて、全国的なことであったり、ましてや総務省自体がこういう事業を立ち上げているということは、国においても、やっぱり、問題意識があることなんだろうと思うんですね。

その総務省のこの事業の狙いというところを見ますと、地方公共団体内部での情報システム同士の連携、それから、地方公共団体、国、民間の様々な情報システム同士の連携というあれがございます。

それで、これらが網羅するシステムっていうのは、例えば、住民基本台帳から、国民健康保険、固定資産税、軽自動車、法人税、滞納管理、生活保護、ひとり親医療、乳児医療費、後期高齢者、介護保険、障害福祉云々と、大体、町のシステム全般を網羅しているのかなと思うのですけれども、こういったことに対しての町の参加といいますか、どのように、このシステム自体を考えてらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 議題外ですけれど、答弁しますか。

企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君）　ただ今のご質問でございますけれども、地域情報プラットフォーム、こちら、約10年位前に総務省、国の方で立ち上げたものというふうに考えておりますけれども。まず、今、おっしゃいました住民基本台帳情報、あと税の情報、それと、例えば、国民健康保険の情報などを一つにしまして、そちらをまとめまして、国の方、後は、他の官公庁、地方公共団体でございますけれども、そちらの方と直接連携をとるというふうな形のシステムとして私たち、考えているんですけれども。

実際に、行われております市町村は、私、把握しているのでは、3つ位しか実際に稼働しているのはですね。ないなというふうに考えております。

といいますのも、やはり、セキュリティーの問題がございますので、直接、他の公共団体と連携する。民間と連携するというのは、やはり、どこで個人情報が漏れるかという大きなことがございますので、それは、いまのところはできないんじゃないかということで、普及が進んでいないということで認識しております。

ただ、国の方の発表では、5年位前の統計の情報なんですけれども、90%の市町村が実施していると。で今だと100%じゃないのかなと。といいますのは、例えば南部町だけで今、言いました税とか住基情報はまとまっております。こちらは連携しております。

それで、100%までいっているんじゃないかと。外に出さないで。中だけでやっているのは実際、やっています。それも地域情報プラットフォームというふうな形で、国の方は捉えているようでございますので、実際は、数字上は100%近くが実施しているというものではないのかなというふうに考えています。

実際にこれから、どうするのかといいますと、町の方としましては、今、私、言いましたけれども、そのセキュリティーの問題がありますので、実施する予定はございません。

このまま庁内だけで見ていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君）　川守田君、議題外にならないように。

○16番（川守田稔君）　私は、よくわからないまま勝手に解釈してらったのはですね、例えば、こういうソフトのプログラム、プログラムというのは、例えば、A社にお願いしましたと。そうすると、A社の担当、Bさんがそれを作成しましたと。そのBさんが居なくなっちゃうと、同じ、

A社の中であっても、Cさんがそのソフトを見ても、いじれないというような、そういった性格があると認識してるんですよ。

ですから、こういうふうな一度、システムを発注してしまうと、言い値で受注せざるを得ないような状況というのが、あるわけじゃないですか。いわゆる囲い込みされてそれに従わざるを得ない、自治体の方が従わざるを得ないっていうような、弊害があったという問題意識はずっとあったわけじゃないですか。

○議長（馬場又彦君） 川守田君、簡潔明瞭に。

○16番（川守田稔君） これが標準化されると、例えば、今、Bさんが作成した、Bさんしかわからないようなそのプログラム内容ではなくて、もっとオープンな、だれでも手を付けられるようなシステムなのかなと私は思った次第だったんです。

そうなんであれば、例えば、県をまたいての、例えば、ここであれば、二戸さんとの連携だとか、一戸町さんとの連携だとかってことももっと容易になるのだろうと。

自治体の中のスキルでもって何とか対応できるんじゃないのかなと思った次第なんです。

そういった性格ではないということなわけですよ。このいわゆる地域情報プラットフォームというのは、そういうであるからこういうふうな新しく発注しなくてはならないっていうことになるわけですね。

そここのところの認識を伺いたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

ただ今の住宅管理のこちらのシステムでございますけども、こちらの方は、単独のシステムとなっておりますので、この地域情報プラットフォームとは接続していないというふうな形になっておりまして、OSというのが、XPというもう使われていないのが（「XPですか」の声あり）。はい。それは、XPだと元号の改正ができないということで、新しいOSのシステムの入れ替えをするということでございますので、この地域情報プラットフォームとは直接、関係ないというふうに考えております。

それと、この町の基本的なシステムなんですけれども、こちらパッケージ化されておりますの

で、まず、誰でもが、そのメーカー、業者の方で、誰でもが調整をしたりすることはできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田君、簡潔明瞭に。

○16番（川守田稔君） 議会改革がどうのこうのという、言われる中で、こういう注意を受けるのはなはだ心外であります。願わくば、懐深く構えて、議長においては対応していただきたいもんだと思っております。

元に戻ります。

例えば、課長が総務課長ですか。財政課長おっしゃるところのですね。セキュリティー。セキュリティーの問題が解決されればそれはもう、ゴー・スタートということなののでしょうか。

何やら、クラウドを利用しているというようなシステムのように理解しているのですが、見ようによっては、このシステム自体がまだ色々なシステム会社が開発途上のような感じもあります。そこんところの整合性ができれば、こういった自治体を飛び越えての運用ということは可能と考えてらっしゃいますか。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） クラウドの関係でございますけれども、今現在、町の基幹的なシステム、こちらはクラウドは実施しておりません。実際に、機械が南部の分庁舎にございまして、そちらの方で稼働してやっているというふうになっております。

クラウドを実施しておりますのが、メールの送受信を行うことにつきましては、県内全域、県の方で実施しております、そちらのセキュリティアクラウド、そちらの方を活用して実施、それはメールの送受信、職員にですね。

職員が送る、もらう、この、こちらの方についてだけ活用しているということでございます。

あと、確かにクラウドを実施しますと県という枠は無くなるのではないかと。そのクラウドを実施しているところ、町といっしょにやれるところがあれば、活用はできるのではないかなというふうには考えております。

国の方では、まず、推進は積極的な推進はしているところでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ページ数は104ページ。7款、商工費の先ほど西野議員が質問した内容と同じなんですけれども。

この補助金ですね、町村の魅力発信事業90万円。これは、どういった方法で選んだのかちょっと教えてください。

○議長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） こちらに関しましては、直接、実行委員会の方で県の町村会の方に申請をいたしました。

それで、内容が確定して、これはどうしても役場の窓口を通してからの交付という形になりますので、いったん、県の町村会からいただいて、そのまま実行委員会の方に流しているという流れでございます。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） そちらから先に申請があって、最終的に役場の窓口を通したという、理解でいいんですか。

例えば、こういった補助金があるのであれば、やはり、役場の窓口が最終的に通るのであれば、役場の窓口が先に立って、各地域のお祭り団体とか、そういうイベントの方に逆に発信していかないと。「とまべちまつり」に関しては、合併当時、集客数が多いというので、唯一、神事の祭りでも観光協会から補助金を出していますけど。

他にも、地域で一生懸命、小さいながらもやっているお祭りはいっぱいあります。

あかね祭り、福田まつり、諏訪ノ平もありますし、剣吉、高瀬にもありますし、様々、いっぱい、こじんまりですけれども、お金がなくて、それでも一生懸命やっているお祭りってあるんですよね。

そういったものに、こういったお金を活用していけるように、やはり、商工観光課の方から発

信して、「こういったものがある窓口は役場じゃないけども」っていうことで、発信していったほしいなど。その辺は、大丈夫ですか。

○議長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） ただ今のお話しのとおり、おっしゃるとおりだと思いますので、今後、色んなところの団体にも発信して、できるだけ多くの補助金をいただいて、実施できるようにしていきたいと思っています。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第20、議案第98号、平成30年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 議案第98号、平成30年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。提出議案の119ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ459万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,850万8,000円とするものでございます。

議案の方、128ページ、129ページをお開き願います。

歳出の方からご説明いたします。

歳出の補正要因は、給食管理費の減によるものでございます。

内容といたしましては、人件費の減、給料、職員手当、共済費、負担金を合わせて459万2,000円の減となるものでございます。

続いて、126ページ、127ページをお願いいたします。

歳入でございますが、歳入の補正要因は、一般会計繰入金の減でございます。

人件費減による、一般会計の繰入金の減、459万2,000円の減となるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第21、議案第99号、平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の131ページをお開きください。

議案第99号、平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,631万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,781万1,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。主なものをご説明いたします。

140、141ページをお開きください。

中段の3款、国民健康保険事業費納付金でございますが、この款は、本年度から新たな制度として始まった都道府県単位化に伴いまして、県に支払う納付金の予算を計上する款でございます。

このたび、県に支払う納付額が決定したことから、3款、1項の医療費納付分につきましては、合わせまして645万4,000円を減額するものです。下段、3款、2項の後期高齢者支援金等分につきましては、142、143ページをお開きください。上段ですが、合わせまして506万4,000円を増額するものです。その下、3款、3項の介護納付金につきましては163万3,000円を増額するものです。

県に支払う3款、国民健康保険事業費納付金の合計の補正額でございますが、134ページをお開きください。歳出の表の上から三つ目、3款、国民健康保険事業費納付金ですが、合わせまして、3款は24万3,000円を増額となるものでございます。

142、143ページにお戻りください。

下段の8款、1項、3目、償還金でございますが2,522万2,000円を増額するものですが、前年度の事業費の確定に伴い、国及び社会保険診療報酬支払基金、県への返還金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。主なものを説明いたします。

138、139ページにお戻りください。

上段、1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税でございますが2,528万9,000円を減額し、総額を4億3,211万6,000円とするものです。

これは、現年度分の国民健康保険税の本算定に伴い、1節の医療給付費分現年課税分につきま

しては1,792万5,000円を減額、2節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては440万3,000円を減額、3節の介護納付金分現年課税分につきましては296万1,000円を減額し、合わせて2,528万9,000円を減額するものです。

三段目、7款、2項、1目、財政調整基金繰入金でございますが、3,751万5,000円を増額し、総額を6,996万4,000円とするものです。

これは、国民健康保険税の収入額の減、及び前年度の繰越金額の確定に伴い、財源に不足額が生ずるため、財政調整基金からの繰入額を増額するものでございます。

下段、8款、1項、1目、その他繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上するものでございます。

以上で、議案第99号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第22、議案第100号、平成30年度南部町介護保険特別会計

補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の145ページをお開きください。

議案第100号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第２号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,021万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,745万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。

154、155ページをお開きください。

二段目、２款、１項、保険給付費の４目、高額医療合算介護サービス等費でございますが、113万9,000円を増額し、総額を691万円とするもので、これは、支給対象者の増によるものでございます。

下段、４款、１項、１目、介護給付費準備基金積立金でございますが、254万円を増額し、総額を834万2,000円とするものです。これは、第１号被保険者保険料の収入増に伴いまして、積立額を増額するものでございます。

156、157ページをお開きください。

６款、１項、２目、償還金でございますが、4,665万4,000円を増額するもので、前年度の事業費の確定に伴い、国及び社会保険診療報酬支払基金、県への返還金でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。主なものを説明いたします。152、153ページにお戻りください。

上段、１款、１項、１目、第１号被保険者保険料でございますが、374万8,000円を増額し、総額を5億3,556万4,000円とするものです。

これは、現年度分の保険料の本算定に伴い、１節の現年度分特別徴収保険料につきましては1,417万3,000円を増額、２節の現年度分普通徴収保険料につきましては1,042万5,000円を減額し、合わせまして374万8,000円を増額するものです。

下段、８款、１項、１目、繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上するものです。

以上で、議案第100号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。
議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて日程第23、議案第101号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) 議案書の159ページをお開きください。

議案第101号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,079万8,000円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。168、169ページをお開きください。

上段の1款、1項、1目、居宅介護支援事業費が5万円の増額、下段の1款、1項、3目、訪問看護サービス事業費が84万8,000円の増額でございますが、いずれも職員人件費の調整に伴う増でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。166、167ページにお戻りください。

2 款、1 項、1 目、一般会計繰入金でございますが、89万8,000円を増額するものです。

これは、歳出でも説明いたしました、職員の人件費の調整に伴い、1 節の居宅介護支援事業費繰入金として、また 2 節の訪問看護事業費繰入金として、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第101号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第24、議案第102号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の171ページをお開きください。

議案第102号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、

歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ620万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,149万4,000円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。180、181ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、一般管理費でございますが、347万5,000円を減額し、総額を1,848万円とするもので、これは、職員人件費の調整に伴うものでございます。

中段、1款、2項、1目、徴収費でございますが、これは財源の内訳更正でございます。

下段、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、273万1,000円を減額し、総額を1億8,894万7,000円とするものです。

これは、後期高齢者医療保険料につきましては、収入額をそのまま県の後期高齢者医療広域連合に納付しているところですが、保険料の収入減に伴い、広域連合への納付額を減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。178、179ページにお戻りください。

上段、1款、1項、後期高齢者医療保険料の1目、特別徴収保険料が175万4,000円の減額、同じく2目、普通徴収保険料が97万7,000円の減額でございますが、いずれも現年度分の保険料の本算定に伴い、減額となるものでございます。

その下、3款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、632万4,000円を減額し、総額を8,448万3,000円とするものです。

これは、歳出でもご説明いたしましたが、職員の人件費の調整に伴う減が360万9,000円、また、国庫補助金の交付内示に伴い、一般会計からの繰入金の不用額分が271万5,000円、合わせまして632万4,000円を減額するものでございます。

その下、4款、1項、1目、繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上するものでございます。

下段の7款、1項、1目、国庫補助金でございますが、当初予定していなかった高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の交付内示があったことから、271万5,000円を新たに計上するものでございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療賦課システムの改修費への補助金でございます。

以上で、議案第102号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第102号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

※10番 工藤正孝君 退席

(午前10時59分)

.....
○議長(馬場又彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)
.....

◎議案第103号及び議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) お諮りします。

日程第25、議案第103号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)及び
日程第26、議案第104号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議
案2件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第103号及び議案第104号の議案2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） それでは議案書の183ページをお願いいたします。

議案第103号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ294万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、2億8,035万2,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。192ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、公共下水道建設費ですが、294万8,000円を減額し、2億97万5,000円とするものです。

内容といたしましては、職員人件費の調整に伴う294万8,000円を減額し、また、下水道管路建設に伴う事業行程の変更により、13節の委託料1,000万円の増額、15節の工事請負費1,000万円の減額をするものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。190ページにお戻りください。

4款、1項、1目、一般会計繰入金は、294万8,000円を減額し、9,390万6,000円とするものです。

これは、歳出でも説明いたしましたが、職員人件費の調整に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上で議案第103号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書の195ページをお願いします。

議案第104号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ64万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、2億5,914万6,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。204ページをお願いいたします。

1款、1項、1目の一般管理費でございますが64万6,000円を増額し、863万1,000円とするものでございます。

内容としましては、職員人件費の調整に伴い、64万6,000円を増額するものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

202ページにお戻りください。

3 款、1 項、1 目、一般会計繰入金は、64万6,000円を増額し、2 億1,655万3,000円とするものでございます。

これは、歳出でも説明しましたが、職員人件費の調整に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上で議案第104号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 193ページ、192ページですかね。

公共下水道建設費。まあ建設するのはよろしいと思います。

造って、使っていたら壊れます。壊れた場合は、その予算というのはどういうふうな措置のされ方をするものか、簡単に教えてください。

○議長（馬場又彦君） 建設課長

○建設課長（川村正則君） 現在は5年以上経過したものについての管路の検査等、重要路線の検査をするような事業がございます。

下水道は今現在、始まったばかりですし、対応年数というのもございますので、その中における部分でどこまで壊れたのかというのは、随時、調べていくので、その維持管理はしていきますけれども。ただ、自然災害等で壊れた場合は、早急に応急な工事というのは出てくると思いますし、今現在、建設が終わってから、それらに対する維持管理が十分、適切に行われているかというのを調べながら、対応年数等も勘案しながら、それらを見ていくというような考え方ではありますけれども。今すぐどこでどれが壊れたかというようなのに対してっていう、まあ何か答え方がちょっとおかしいのですけれども。

今のところは建設していくというようなのに全力を挙げているような次第でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） ちょっと聞き方が悪かったです。

壊れた場合にですね、修復にかかる金額というのは、国から補助があるのでしょうか。

それとも、自主財源で賄うべきものなのでしょうか。

その点でありますね。

○議長（馬場又彦君） 建設課長

○建設課長（川村正則君） その壊れ方といいますか。

災害復旧対応になった場合は当然、国からの補助金というものがあると考えております。

ただ、部分的に壊れた場合には、当然、町の方での修繕というようなものになるというふうに考えております。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 基本的には自然劣化でもって破損したものは、町独自の予算でっていうことでよろしいんですね。

それを前提に考えると、現在は資金不足はありませんという監査報告でしたが、例えばいざ、大規模に。こういったものというのは、ある時期を境にどんどん壊れる、そういった類いのものだと思うんです。

そうなった時に、壊れたのを壊れたまんま使い続けるのでしょうかと。水道管、下水道管が破損したまま使って、道路が陥没してますというなんか、ソウル市内みたいなそういったこともちょっと許容できないと思うんですが、そういう意味からいくと、その規模がどれほどのものになるのかっていうのはまた、別として、前にも申したことがあると思うんですが。はやり、企業会計的な修復を踏まえた、そういった将来来るであろう修復を含めたような、会計というのを作っていく必要が、公共下水道と農集に関しては、必要があると思うのですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 先ほどの対応年数いくらっていう話がありましたけれども、そういう対応年数等々に関しては、当然、町の方で国の方に申請して、直すケースも当然、出てくるというふうに考えております。

また、今言われました企業会計につきましては、前にも言われたんですけども、3万人以下の町村ではまだ実施しているところはないということで、県内ではそうなっていますが、当町では、職員はその企業会計等々については、今、いろいろな研修で、勉強中でございます。

ですから、それらが、どのような形でなってくるのか、企業会計でこうはっきりした形を目指していくのがいい方向なのか、それらについては今後、十分に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第103号及び議案第104号を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第103号及び議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第27、議案第105号、平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（馬場均君） 議案書の207ページをお開き願います。

議案第105号、平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

市場、業務勘定の給与関係諸費を減額し、積立金を増額とする目間の予算の組み替えを行い、歳出予算のみのゼロ補正をするものでございます。

212、213ページをお開き願います。

主な内容としまして、職員人事異動分による1,179万8,000円を減額し、減額分を財政調整基金に追加するものでございます。

以上で議案第105号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第105号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第28、請願第1号、黒星病害被災果樹園に係る、防除作業に対する費用等の補助支援の請願書を議題とします。

産業建設常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会副委員長、根市勲君。

（産業建設常任委員会副委員長 根市勲君 登壇）

○産業建設常任委員会副委員長（根市勲君） 工藤委員長がこの場におりませんので、副委員長が報告いたします。

去る8月31日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号、黒星病害被災果樹園に係る、防除作業に対する費用等の補助支援の請願書について、9月3日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果をご報告いたします。

黒星病の発生・流行は、町の特産果樹であるリンゴの生産にとって大きな打撃となります。

この請願の根本には、放任園の増加という問題があり、黒星病に関わらず、病虫害の温床となる放任園再生に向けた取り組みが必要と思われます。

委員会では、町と議会がともに、県に対して放任園再生に関する予算の増額を要望していくほか、病気の流行など、緊急を要する場合においては、町単独予算での対策を講じていただきたいとの意見が出されました。

以上のことから、この請願趣旨に賛同し、全会一致で「採択すべきもの」と決定いたしました。

これで、産業建設常任委員会の請願審査 結果報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

※10番 工藤正孝君 着席

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

請願第1号を採決します。採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。

起立多数です。

請願第1号は採択することに決定されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第29、常任委員会報告を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第30、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします、

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。

本日、町長から、議案第106号、工事請負契約の締結について（中央公民館他解体工事）、議案第107号、人権擁護委員の候補者の推薦についての議案2件が提出されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第106号及び議案第107号の議案2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午前11時30分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前11時31分)

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。 町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案2件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第106号、工事請負契約の締結についてであります。統合庁舎建設に向けて、中央公民館ほかの解体工事を行うための工事請負契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。平成30年12月31日をもって、任期満了となります人権擁護委員4名の、後任の委員の国への推薦について、議会の意見を求めるものであります。

委員として推薦する方は、まずは、新任の方であります。住所、南部町大字下名久井字・・・・、氏名、根市正彦氏、昭和・年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字大向字・・・・、氏名、谷内恭介氏、昭和・年・月・日生まれの2名であり、再任の方は、住所、南部町大字沖田面字・・・・、氏名、石井みほ子氏、昭和・年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字剣吉字・・・・、氏名、川守田いつみ氏、昭和・年・月・日生まれの2名であります。

推薦する4名の方は、いずれも優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、委嘱期間につきましては、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議のうえ、何卒、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第2、議案第106号、工事請負契約の締結について（中央公民館他解体工事）を議題とします。

本案について、地方自治法第117条の規定により、3番、夏堀嘉一郎君は除斥の対象となりますので、議場からの退席を求めます。

※3番 夏堀嘉一郎君 退席

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、先ほど配布いたしました説明資料の1ページをお開きください。

議案第106号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

南部町大字平地内にあります、中央公民館などを解体するため、工事請負契約を締結するものであります。

契約の相手方は、南部町大字苔米地字白山堂18番地1号、株式会社夏堀組、代表取締役夏堀大司、請負代金は7,511万6,160円、落札率は90.00%。

入札業者等は、お手元に配布しております、入開札一覧表のとおりでございます。

工事の内容につきましては、中央公民館、旧名川倉庫、旧給食センター、バス車庫、アルミ缶保管小屋、カーポートをそれぞれ1棟、防火水槽を1基、解体するものであります。

工期につきましては、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から、平成31年3月20日までとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） この中央公民館には、アスベストが使われていると思うのですが、それに関しては、固定作業が済んでいますね。それはよろしいんですけれど。

排出したアスベストの処分というのはどういうふうな、法的にはどういうふうになっておりますか。

どのような保管のされ方をするのか、最終処分場への搬入ということになるのか。お伺いしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） もし仮に、中央公民館からアスベストが出たらというお話しだと思いますが、現在のところ、もし、そういうことになると専門の業者さんにご依頼しております。

それで、何と言うのでしょうか——集中治療室のようなビニールの中で全て処理して、それをまた専門の廃棄するところに持って行くというような形で今、やらせていただいております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） このアスベストに関しては、以前は「発注者がちゃんと調査すること」っていうことになってた事項ですね。

それが、法改正になって、取り壊す側が調査するっていう立場に変わったように私は理解しています。

全てを固定化ささってるのであれば、それはよろしいのでしょうかけれども、全国的なことを事例を見ますと、「全て処理ささっていたはずの建物から未処理のアスベストが解体中に出てきました」云々っていうことが、多々あるようであります。

その辺の管理の体制とか、どのように発注者として管理なさるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 今回の解体工事に関しましては、監理。進捗状況等の監理の方ですね。監理につきまして、総務課の庁舎建設対策室が行うこととしておりますので、スケジュール、そして、こちらの方で出しております設計に基づきまして適正に監理してまいります。

また、処分につきましては、業者さんのほうから最終的にはマニフェストが来て、それで確認

をするという形になります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） マニフェストということは最終処分するということですよ。

以前、ちょっと調べたことがあるのですがけれども、そのアスベストに関して最終処分できる、最終処分場っていうのがですね、非常に少ないっていいですか——アスベストに関する廃棄物が全てそこに最終処分されているのかっていうと、何か疑問があります云々の調査もあるようでございます。

そういった、物がアスベストでないのであれば、私はあまり神経質になる必要もないかと思うんですけども。そういった社会的な環境の条件もあるようですので、ちゃんとやっていただきたいなと思っています。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。久保利樹君。

（2番 久保利樹君 登壇）

○2番（久保利樹君） 議案第106号、工事請負契約の締結について（中央公民館他解体工事）ということで、私は反対の立場から討論させていただきます。

これまでも、統合庁舎建設関連について反対討論がある中で、私は賛成の立場から討論させていただきました。

今回の中央公民館解体工事は、昨年6月、一般会計補正予算の中で340万円ほどで解体設計の予算が承認され、執行され、今回の工事の締結ということですが、その時も私は賛成討論の立場で、夏堀嘉一郎議員は反対の立場から討論を行いました。

今回、落札された株式会社夏堀組は、夏堀嘉一郎議員が前代表取締役であり、現代表取締役は近い血縁の親戚と伺っております。

そういった中で、統合庁舎建設、進んでいく中で、現在、血縁ということで除斥されていますが、反対している議員と現在、落札した業者との関係性を私は否定できません。

ということで今回、統合庁舎のスケジュールが決まっている中で、一番最初の工事が解体工事ではありますが、そのスケジュールリングの中で適正な施工、または、工期これを遵守していただけるのか。

また、これまで反対討論をしてきたその関係性を重大な事案と考えて私は今、討論しておるんですが、私の中での疑問や不安は無くなりません。

よって今回、私は、議案第106号、工事請負契約の締結については、反対させていただきます。以上です。

○議長（馬場又彦君）次に原案に賛成者の発言を許します。滝田勉君。

（5番 滝田勉君 登壇）

○5番（滝田勉君） 私は、今回の町長から提出されました議案に対しまして、賛成討論をいたします。

入札の指名を町長から受けたそれぞれの会社、企業は、発注者側の様々な審査の結果、信頼できる企業として選定されて、それに参加していると思います。

その課程を踏まえまして、今、仮契約中であります企業に対しての信頼は無論のことで、また、瑕疵は認められないと私は思います。

よって、本議案について、私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君）川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） 私は、久保議員の反対討論に対して、異議がありますので、結果的には賛成の立場ということになるかもしれません。

どういうことかということ、新庁舎建設に対して反対していた人間が元社長であったという理由だと私は久保議員の反対討論を理解するわけですが、そういうことが、請負に対して正当な理由になること自体がナンセンスであると、私は理解します。

そういう意味で言えば、同じ入札価格を入れた山田建設に対してもそれは、同じことであるか
と思います。

以前に取締役であったかなかったかそれは、過去の経緯であって、関係性としてはどちらもど
っちであります。

同じような判断のされ方をされても仕方がないことだと思います。

話しのポイントを移しまして、企業というのは、出た仕事に対しては、必死に獲得しようとす
るものであります。

それが、元代表取締役の現在の姿勢が過去にどうであったかというようなことは、まったく関
係ないものとして、行政としては進められて、このような指名入札になったものと理解しており
ます。

ですから、そういうことを蒸しだすっというのは、甚だナンセンスであり、業務獲得に真摯に
臨んだその姿勢ということを評価するべきであって、この席において「取締役であった」から、
「新庁舎建設に対して反対の立場であった」から云々ということを理由に反対討論を申すこと自
体がナンセンスであります。私はそのように考えます。

よって賛成の立場を取るものであります。（「ナンセンスって言葉はちょっと人権が侵害され
るが…」の声あり。）

○議長（馬場又彦君）他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第106号を採決します。採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。起立少数です。

議案第106号は否決されました。

ここで、夏堀嘉一郎君の議場への復帰を認めます。

※3番 夏堀嘉一郎君 着席

◎議案107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて追加日程第3、議案第107号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり同意されました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第82回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、8月31日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案につきましては、1件の否決がありましたが、その他、提出いたしました案件について、慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

また、追加提案の否決の議案につきましては、私どもは、議会制民主主義のなかで公務を行っている行政サイドではありますので、今後、事務的な部分でどういうふうに進めればいいのか、しっかり検討しながら、また、庁舎の建設に向けて遅れることがないように、着々と進めてまいりたいと思っております。

とりわけ、平成29年度 南部町一般会計 及び 特別会計の計18件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会において綿密なご審議をいただき、深く敬意を表する次第であります。

審議の中で、議員各位からいただきました、様々なご提言には、十分留意いたしまして、今後の行財政運営に、役立ててまいりたいと考えております。

さて、強い勢力のまま日本海を北上した、台風21号の影響により、当町にも暴風警報が発令され、警戒にあたっておりますが、幸いにも、被害がなく安堵したところであります。

しかしながら、関西地方を中心に、強風による被害が相次いでおり、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、今回は、被害がなかったとはいえ、度重なり、日本列島を襲う自然の猛威に対し、準備を怠ることなく、万全を期してまいりたいと考えております。

また、本日、午前三時過ぎには、北海道胆振地方中東部を震源とする、最大震度6強の地震を観測し、北海道内各地で、土砂崩れなどの被害が発生しております。

行方の分からない方々の、一刻も早い救助と、ライフラインの復旧をお祈りするものであります。

先般、国指定史跡「聖寿寺館跡」から、北東北地方では初めて、16世紀前半につくられたとみられる「犬型土製品」が出土し、新聞やテレビのニュースで大きく取り上げられました。

当時の国の中心地であった、近畿地方から持ち込まれた可能性が高く、三戸南部氏の交流の広さや、権威の高さをうかがわせる、貴重な発見であり、またひとつ、三戸南部氏の歴史を紐解く手掛かりが、増えたものと考えております。

「犬型土製品」は、安産祈願のお守りだったと考えられており、今回の出土を契機に、町民の皆様、希望や喜びを感じられる出来事が、たくさん生まれることを願うものでありますとともに、喜びや幸せを実感していただくための施策の展開に、職員一丸となり、全力で取り組んでいくことを、改めてお誓いするものであります。

また、先般の青森県消防操法大会での優勝につづき、大変、喜ばしいご報告ですが、9月2日に開催された青森県民駅伝競走大会において、南部町チームは、町の部で、2年連続、6回目の優勝を飾ることが出来ました。

町の部二連覇は、南部町チームとして初めてのことであり、選手たちの結束力の強さを感じさせる、見事なタスキリレーでありました。

前年度優勝チームとして、相当な重圧の中で飾った2連覇は、町民の皆様感動を与える、本当に素晴らしいものであり、選手団及び関係者の皆様には、心から拍手を贈りたいと思います。

来年度のさらなる活躍を願い、町の部三連覇、そして、8年ぶりの総合優勝を期待し、町民の皆様とともに応援してまいりたいと考えております。

この度の、各種大会での活躍の喜びを、町民の皆様とともに、分かち合いたいと考え、9月9日、名川秋まつりの中日には、青森県消防操法大会小型ポンプの部で優勝した名川第8分団。青森県民駅伝競走大会で、町の部二連覇を果たした南部町駅伝チーム。そして、三戸郡総合体育大会で、総合二連覇を果たした南部町選手団。さらには、東日本実業団相撲選手権大会団体2部で優勝した南部町役場チームが、それぞれの優勝旗を手し、また、8月26日から28日に、スウェーデンで開催された「ストックホルム青少年水大賞」で、準優勝を獲得した名久井農業高等学校の環境システム科研究グループの皆さんが加わり、合わせて5つの団体が、パレードに参加いたします。

パレードには、このあと全国大会に出場する選手も参加いたしますので、全国大会での活躍を願い、多くの町民の皆様、沿道から、大きな声援をお贈りいただきたいと思います。

併せて、名川秋まつりと、来週、15日、16日に開催されるとまべちまつりが、多くの来場者で賑わいを見せますことを、期待するものであります。

さて、9月に入り、平成30年度も折り返し地点が近づいてまいりました。今年度、実施を予定している事業につきましては、その進捗状況を確認し、適正・確実に実施するよう努めてまいります。

統合庁舎関係事業では、先日の議員全員協議会でご説明いたしましたように庁舎建設の基本設計・実施設計と、このほか、本日は否決になりましたが、中央公民館の解体工事、今後、また整理していかなければなりません。

そして、町道虎渡・広場線用地測量調査などについては計画どおりに、実施してまいりますので、今後とも、議員各位、ならびに、町民各位のご理解・ご協力をお願い申し上げる次第であります。

結びになりますが、猛暑が続いた夏場とはうってかわり、9月に入り、朝晩の冷え込みが肌寒く感じられることが多くなりました。

議員各位におかれましては、時節柄、ご自愛をいただきながら、町政発展のため、引き続きご活躍いただきますことをお願い申し上げ、定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） 先ほどの議案第106号の討論の中で不適當な発言がありますので、記録を調査して、議長において措置することにします。

私からも一言、あいさつを申し上げます。

第82回定例会の閉会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

去る8月31日から本日までの7日間、議員各位におかれましては、ご熱心に審議を賜り、平成29年度各会計の決算を認定。また、条例の一部改正や平成30年度各補正予算などの多岐にわたる議案の成立がなされましたことを、議長として厚くお礼申し上げます。

また、議事の進行に各位のご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見、並びに要望を十分尊重し、事務事業の執行に当たっては周到なる注意を払われ、今後の施策に反映されますことを、強く要望するとともに、今後ともご健勝で町政発展に、各段のご尽力を賜りますようお願い申し上げて、甚だ簡単ではありますが、お礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

これをもちまして、第82回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後0時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 山 田 賢 司

署 名 議 員 八木田 憲 司